

ダーバン気候変動会議のサマリー

2011年 11月28日 - 12月11日

2011年11月28日から12月11日、南アフリカのダーバンにおいて国連気候変動会議が開催された。この会議では国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）、京都議定書第7回締約国会合（CMP7）を含む数多くの会議が行われた。これらの二つの会議を支援するために、次の4つの機関も会合を行った：条約の下での長期的協力行動のための特別作業部会（AWG-LCA）第14回再開会合、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会（AWG-KP）第16回再開会合、そして実施に関する補助機関（SBI）と科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）の第35回会合。

一連の会議の結果、19のCOP決議と17のCMP決議が採択され、補助機関による多くの結論が承認された。この成果は幅広い分野にわたり、なかでも京都議定書の第二約束期間の確立、条約の下での長期的協力行動に関わる決議、すべての条約締約国に適用される法的拘束力を持つ合意に向けたプロセスの開始、緑の気候基金（GCF）の運用化などは注目に値する。

コペンハーゲン会議での落胆や、多国間気候レジームを救おうとするカンクン会議での苦闘を経て、交渉者たちはダーバンで一つの区切りを迎えた。彼らは京都議定書を復活させたのみでなく、より包括的な21世紀の気候体制の交渉へとつながる決議を採択したのである。ダーバン・パッケージに含まれる諸要素は、バリ・ロードマップまで遡る。すなわち、これらの要素は、実施期限を大幅に過ぎた約束実行の必要性から生まれたのであり、これらが新たな交渉プロセス開始に向けた機運を取り戻させるという強い意識があった。新たな交渉はこれまで同様、従来の先進国と途上国の構図の中で、またはこの構図を超えたところに様々な利害の不一致が存在する中で行われることになろう。メンバーの多くは、緑の気候基金やダーバン・プラットフォーム、そして法的拘束力を持つ合意に向けたプロセスなどに関する決議を歓迎した。一方で、排出削減に関する既存の公約と、科学的勧告に基づいた削減レベルとのギャップを埋めるため、野心的レベルを大幅にスケールアップすることが急務と主張し続ける向きもある。本報告では、COP、CMPおよび補助機関のアジェンダをベースにした議論、決議、そして結論を要約する。

UNFCCCと京都議定書のこれまで

国際政治における気候変動への対応は、1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の採択から始まった。UNFCCCは気候システムへの「危険な人為的干渉」を避けるため、温室効果ガスの大気中濃度を安定させることを目指した行動枠組みを規定している。条約は1994年3月21日に発効し、現在締約国は195カ国である。

1997年12月に日本の京都で開催された第3回締約国会議（COP）において、各国代表は、先進国および市場経済への移行国に排出削減目標達成を約束するUNFCCC議定書について合意した。これらの国はUNFCCC附属書I締約国と呼ばれており、2008年から2012年（第一約束期間）の間に、6種類の温室効果ガスの各国合計排出量を1990年のレベルから平均で5.2%削減することで合意した。このための各国の目標〔値〕は、それぞれ異なる。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在締約国は193カ国である。

2005年末、長期的な問題について検討する最初の一步が踏み出された。カナダ、モントリオールで開催されたCMPの第1回会合で議定書の第3条9項に基づくAWG-KPの設立が決定され、第一約束期間が終了する少なくとも7年前に、附属書I締約国の更なる約束について検討することが命じられた。COP11では条約に基づいた長

期的協力について、4回の作業部会を通じて検討することが合意された。これは「気候変動に対応するための長期的協力行動に関する対話 (the Convention Dialogue)」と呼ばれ、COP13まで継続された。

バリ・ロードマップ: COP13とCMP3は2007年12月、インドネシアのバリで開催され、交渉の結果、バリ行動計画が採択された。締約国は、「長期的協力行動に関する対話」の中で特定された排出削減、適応、資金、技術および共有ビジョンなど、長期的協力の主要な要素に焦点をあてたAWG-LCAを設立した。またバリ会議では、バリ・ロードマップについて合意がなされた。同ロードマップでは、条約作業部会と議定書作業部会の二つの交渉トラックに基づく交渉の期限を2009年12月のコペンハーゲン会議と定めた。

コペンハーゲン気候変動会議: デンマーク、コペンハーゲンにおける国連気候変動会議は、2009年12月に開催された。同会議で目立ったのは、透明性とプロセスをめぐる論争であった。閣僚級会合期間中に、主要経済国および地域その他の交渉グループの代表により構成されるグループによる非公式の交渉が行われた。12月18日夜遅くにこれらの話し合いは政治的合意である「コペンハーゲン合意」に収束され、採択のためCOP総会に提示された。その後13時間、代表者たちは同合意についての議論を続けた。彼等の多くは将来的に「よりよい」合意を確保する一歩として、コペンハーゲン合意の採択を支持したが、途上国のいくつかは同合意が「不透明」かつ「非民主的」な交渉プロセスを通じて達成されたと考え、その採択に反対した。最終的には、COPはコペンハーゲン合意について「留意」することで合意した。これは締約国が同合意に対する支援を表明するプロセスを確立するものであり、2010年中に140を超す国が合意した。また80以上の国が、自国の排出削減目標や、その他の排出削減行動に関する情報を提出した。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日には、締約国はAWG-LCAとAWG-KPへのマンデートを延長し、両作業部会にCOP16およびCOP/MOP6において成果を報告するよう求めることで合意した。

カンクン気候変動会議: 2010年中に行われた4回の準備会合に続き、2010年11月29日から12月11日までメキシコのカンクンで国連気候変動会議が開催された。会議の終わりには、締約国によりカンクン合意がまとめられた。同合意には、二つの交渉トラックにおける決定が含まれる。たとえば、条約作業部会における交渉の決定書1/CP.16では、世界の平均気温の上昇限度を2℃に抑えるには、世界全体の排出量を大幅に削減する必要があると認識されている。また締約国は、2015年までの見直しを通じて世界全体の長期的目標を強化し、目標を1.5℃に引き下げる提案について考慮するという点でも合意した。また、先進国および途上国の表明した排出削減目標と、「途上国の適切な緩和行動 (NAMA)」の二点に留意した (これらについては、カンクン会議後に公表されたFCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1 およびFCCC/AWGLCA/2011/INF.1を参照のこと)。決定書1/CP.16では、MRV (測定・報告・検証)、途上国における森林減少や森林劣化による排出の削減、そして、これらの国々における森林の保全や持続可能な森林管理、森林炭素蓄積量の拡大 (REDD+) など、削減に関するその他の問題についても言及されている。

締約国はまた、カンクン適応枠組みと適応委員会、そして技術執行委員会 (TEC) や気候技術センター・ネットワーク (CTCN) を含む技術メカニズムなど、いくつかの新たな機関やプロセスの設置についても合意した。また資金については、決定書1/CP.16により、緑の気候基金 (GCF) が創設された。この基金は条約の財政機構の新たな運営機関に指定され、24名の委員が運営する。締約国は、同基金の詳細について決定する移行委員会の設置について合意し、COPの財務機構を援助する常設委員会を設立した。また、短期資金として2010年から2012年の間に300億米ドルを提供し、2020年までには先進国全体で年間1000億米ドルを資金動員すると、先進国による公約を承認した。

議定書に基づく交渉トラックの決定書1/CMP.6には、AWG-KPの作業を完了し成果をできる限り速やかにCMPが採択することで、第一約束期間と第二約束期間の間に空白期間が生じないようにするとの合意が含まれている。CMPは気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書において特定された削減目標幅と整合するよう、附属書Iの締約国に排出削減目標を引き上げるよう要請した。また、締約国は、土地利用、土地利用変化および林業（LULUCF）に関して定めた、決定書2/CMP.6を採択した。

二つの作業部会（AWG）のマンデートは、ダーバンの国連気候変動会議まで延長された。

2011年に行われた国連気候変動会議：2011年にはダーバン会議への準備段階として、UNFCCCの公式の交渉会合が3回行われた。4月にはタイのバンコクで、二つのAWGの会合が行われた。AWG-LCAは議題に関する手続き上の議論を行い、最終的に今後の作業に関連する議題について合意した。AWG-KPでは締約国は、プロセス進行を阻害している政策上の問題に焦点をあてた。

二か月後、交渉者たちはドイツのボンに集まり、SBI（実施に関する補助機関）、SBSTA（科学上及び技術上の助言に関する補助機関）、AWG-LCAおよびAWG-KPの会合を行った。SBSTAは、気候変動が水に与える影響、およびナイロビ作業計画に基づいた統合水資源管理を、新たに議題項目に含めることに合意した。他に提案された項目、たとえばブルーカーボン、自然の権利、生態系の完全性、そして農業についての作業計画などについては合意が得られなかった。SBIの下では、カンクン合意で定められている国別適応計画および「損失と損害（loss and damage）」に関する作業が開始された。MRVに関するアジェンダ項目は、中断されたままとなった。対応措置の実施がもたらす影響について新たな項目が提案され、注目を集めた。

ボンにおけるAWG-KPの焦点は、第二約束期間中の義務を引き受ける上でいくつかの附属書I締約国が定めた未解決の政治的問題や、諸条件であった。当初、途上国からの反対があったものの、締約国はLULUCF、柔軟性メカニズムや方法論的課題などの技術的作業にも着手した。AWG-LCAでは、決定書1/CP.16に基づいた実質的な作業が開始された。締約国は適応、資金、技術、能力開発、共有ビジョン、世界全体の長期的目標の見直し、法的選択肢、そして削減に関する多様な問題についての作業を行った。締約国は、AWG-LCA非公式グループの進行役たちによる覚書について、パナマで開催されるAWG-LCA14の第三部で引き続き議論することに合意した。いくつかの課題については進展が報告されたが、参加者の多くにとっては、あまり成果が無かったと感じられる結果となった。

AWG-LCAとAWG-KPは2011年10月1日から7日、パナマのパナマ・シティにおいて再度会議を行った。AWG-KPは未解決の問題、および削減目標に関する選択肢をより明確にすること、第二約束期間の規定の内容と性質、そしてダーバンでのバランスのとれた成果の中での第二約束期間が果たす役割に焦点をあてた。AWG-LCAでは、交渉者たちは決定書1/CP.16とバリ行動計画に基づいた広範な手続き上の議論を行った。締約国は適応、資金、技術、能力開発、共有ビジョン、世界全体の長期的目標の見直し、法的選択肢、そして削減に関する多様な問題についての作業を行った。非公式グループで行われた議論の成果の多くは、何等かの「文書の形」で提出され、これらを基盤としてさらに議論を深めるため、ダーバンに持ち越された。

国連気候変動枠組条約第17回締約国会議 COP17

2011年11月28日（月）朝、南アフリカ、ダーバンで国連気候変動会議が開会された。南アフリカ大統領Jacob Zumaおよび他のハイレベル代表団出席の歓迎式典に続き、COP、CMP、SBI、SBSTAの開会プレナリーが開催さ

れた。COP16議長の本キシコ外務大臣Patricia Espinosaは、カンクン合意の全面的実施、緑の気候基金の資金額決定、京都議定書の将来について合意するよう求め、規則ベースのシステムの関連性を再度主張した。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、ダーバン会議を2つの点で決定的な一歩を踏み出す会議にすべきだと強調した： COP 16からの課題を全うする、そしてカンクン会議の重要な政治問題に 대응するという2点である。同事務局長は、適応委員会の発足、2012年の技術メカニズム運用開始、緑の気候基金(GCF)の承認、早期開始資金の更なる明確化に焦点を当てた。同事務局長は、条約の下での多国間の規則ベースのシステム設立に向け、公平かつ責任あるプロセスが必要だと強調した。

アンゴラのFernando de Piedade Dias dos Santos副大統領は、南アフリカ開発共同体(Southern African Development Community)を代表して発言し、京都議定書は国際社会が温室効果ガス排出量の削減約束を続けられる唯一の適切なツールであると述べた。

チャドのIdriss Déby Itno大統領は、中央アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of Central African States)を代表して発言し、アフリカは気候変動の緩和にも適応にも資源を必要としていると述べた。

南アフリカのJacob Zuma大統領は、ダーバン会議ではバランスのとれた、公平かつ信頼性のある成果を出す必要があると強調した。同大統領は、京都議定書に則った多国間の規則ベースのシステムを確保する責任を強調し、緑の気候基金の運用を開始し、気候変動の影響に対応する資金の提供を受ける必要があると強調した。

参加者は、長年、気候変動プロセスで重要な役割をはたしてきたSBSTAの議長で、最近逝去したマリのMama Konaté氏を悼み、1分間の黙とうを捧げた。

南アフリカ国際関係協力大臣のMaite Nkoana-Mashabaneが満場の拍手でCOP17およびCMP7の議長に選出された。同議長は、ダーバン会議の交渉および成果は共に透明性があり、参加性が高く、公平かつ平等なものになると述べた。同議長は、法的オプションおよび緑の気候基金など、重要な問題での進展を求めた。

開会ステートメントにおいて、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、ダーバン会議のバランスのとれた包括的成果の一環としての京都議定書第二約束期間を支持し、カンクン合意を全面的に運用開始すべきだと述べた。オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、各国の能力に配慮し、全ての主要経済国が参加する気候変動枠組に向けての移行プロセスを支持した。欧州連合(EU)は、ダーバン会議では野心度のギャップ、世界共通の国際会計システム、および2015年までに新しい、世界的、包括的、法的拘束力のある枠組を実現させるプロセスについて議論すべきだと述べた。

スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、ダーバン会議における3つの重要なステップを指摘した： 2013年以降の国際体制の重要な要素について合意する；中期的に体制の更なる強化を図るプロセスを立ち上げる；排出削減量の長期世界目標、世界の排出量のピーク時期など共有ビジョンの重要な要素で合意する。

グレナダは小島嶼諸国連合(AOSIS)の立場で発言し、緩和プレッジの野心度拡大プロセス、第二約束期間、バリ行動計画に基づく法的拘束力のある合意のためのダーバン・マンデート、カンクンで設立された新しい制度の運用開始、排出削減量の長期世界目標の適切性レビューを支持した。

Youthは、ダーバン会議で「京都議定書を葬ること」があってはならないと述べた。

組織上の問題： COP 議長のNkoana-Mashabane は、手順規則案(FCCC/CP/1996/2)のうち、未決定のままの投票に関する規則42項を除く項目を適用する慣習がCOP1以来あることを想起した。パプアニューギニアは、

懸念を表明し、投票に関する合意がとれていないことは「最小公倍数 (“lowest common denominator”)」の成果となることを意味すると指摘した。COP17ではこの問題についてさらなる協議を行った。12月9日(金)、COP副議長のAndrej Kranjc(スロベニア)は、この問題では合意に達しなかったと報告した。締約国は、非公式協議を続け、42項以外の手順規則を暫定的に適用することで合意した。

COP閉会プレナリーは、締約国代表の信任状(FCCC/CP/2011/L.10)を承認した。

議題書の採択: 11月28日、締約国は、暫定議題書(FCCC/CP/2011/1)について、インド提案の3件の議題項目(重要技術へのアクセス加速、持続可能な開発に対する衡平なアクセス、ユニラテラル貿易措置)に関し非公式協議を行い、その後、議題書の正式採択を行うことを前提に、暫定議題書に基づき作業を進めることで合意した。シンガポールはこの手順について懸念を表明し、さらなる議題項目追加の道を開き、処理不可能な作業量になりかねないと指摘した。シリアは、インド提案の議論を支持した。この週の期間中、非公式協議で議題書の議論が行われた。

12月9日、COPの夕方のプレナリーで、議題書(FCCC/CP/2011/1)の採択が検討された。副議長のKranjcは、インド提案の3件の議題項目に関するCOP議長主催の協議について報告した。同副議長は、持続可能な開発へのアクセスの衡平性問題について、関連議題項目の下でのワークショップで議論することで合意したと述べた。インドは、ワークショップを開催する組織の特定を求めたが、オーストラリアは、この問題を関連議題項目の下に戻すことで合意したのであって、今回のCOPで主催組織を特定すると合意したわけではないと述べた。議長は、報告書では両者のコメントに留意するとし、その後COPは、項目11、12、13(インド提案)を外し、さらにCOP4以来保留とされてきた条約4.2(a)条および4.2(b)条(吸収源での除去量および排出量に関する政策措置)の第2回レビューに関する項目を保留事項に残し、議題書を採択した。

役員を選出: 12月11日(日)、COPは次のものを選出した: 副議長Artur Runge-Metzger(ドイツ)、同じく副議長Phillip Muller(マーシャル諸島)、SBSTA議長Richard Muyungi(タンザニア)、報告官Andrej Kranjc(スロベニア)。他の役員の指名については協議が継続中であり、各地域グループの指名を受け次第、これらの指名者がCOP17の役員に選出されたとみなされる。

SBIに関し、COPは、Kishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ)をSBI議長に、Narcis Paulin Jeler(ルーマニア)をSBI副議長に、Petrus Muteyauli(ナミビア)をSBI報告官に選出した。

AWG-LCAの役員に関し、COPは次のものを選出した: 議長にAysar Ahmed Al Tayeb(サウジアラビア)、副議長にMarc Pallemarts(ベルギー)、報告官にValeria Gonzalez Posse(アルゼンチン)。AWG-KPの役員は前回と同じであるが、AWG-KP副議長にはYukka Uosukainen(フィンランド)が選出された。

将来会合の日付および場所: 12月11日(日)、COPは、将来会合の日付および場所に関する決定書(FCCC/CP/2011/L.4)を採択した。決定書は、2012年11月26日から12月7日にドーハでCOP18を開催するとのカタールの提案を受け入れる。カタールは、同国政府はこの成功に向け努力を惜しまないと述べた。韓国は、長時間の議論の後、同国政府がプレCOP閣僚会議を開催すると述べた。COP議長は、COP19は東欧で行われる予定だが、これまでのところ開催の申し出は受けていないと確認した。

条約17条に基づく提案

COPプレナリーは、11月30日、この議題項目について議論した。締約国は、日本、ツバル、米国、オーストラリア、コスタリカ、グレナダの提案に留意した。締約国は、法的オプションを審議中のAWG-LCAの作業成果

が出るまで、この項目を保留することで合意した。12月11日（日）の閉会プレナリーで、COPは、この項目をCOP 18の暫定議題に入れることで合意した。

条約15条および16条に基づく条約改定の提案

投票に関するメキシコおよびパプアニューギニアの提案： この項目は、11月30日のCOPプレナリーで初めて議論された。メキシコは、コロンビア、その他の支持を受け、広範な支持がある問題に関し、満場一致を得る努力が尽きた場合の「最終手段」として投票を行うとの提案を提示した。締約国は、この週の間にこの項目について議論した。同代表は、これは「マヒ状態」を回避するためだと説明した。ボリビア、ベネズエラ、サウジアラビアは、満場一致方式しか支持できないと述べた。この問題に関し非公式協議が開催された。

非公式協議において、多数のものがこの提案を希望すると発言し、これにより条約の効果が高まると述べた、この中には、コスタリカ、コロンビア、ガイアナ、スリナム、EUが含まれた。サウジアラビア、ボリビア、ベネズエラは満場一致の規則のいかなる変更にも反対すると述べた。COP17閉会プレナリーで、メキシコは、この問題に関する関心を喚起したことへの満足感を表明し、提案の改訂版が提出されていると指摘した。締約国は、この項目をCOP18暫定議題書に入れることで合意した。

条約4.2条（約束）の改定に関するロシアの提案： この項目は、11月30日のCOPプレナリーで初めて議論された。ロシアは、附属書IおよびII記載の国名リストを定期的にレビューする必要があると説明した。ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンは提案を支持したが、サウジアラビアは反対した。非公式協議が開催され、Javier Diaz大使（コスタリカ）が進行役を務めた。閉会プレナリーで、ロシアは、この提案の状況を明確にするよう求めた。COP議長のNkoana-Mashabaneは、提案の法的、政治的、その他の意味合いについて、建設的な議論が行われたとし、提案の検討には更なる時間が必要であると指摘した。締約国は、この項目をCOP18の暫定議題に入れることで合意した。

条約附属書Iの改定に関するキプロスおよびEUの提案： 条約附属書Iにキプロスを入れるよう改定するとのキプロスおよびEUの共同提案に関し、非公式協議が開催され、Javier Diaz大使が進行役を務めた。12月11日（日）、COPは、条約附属書Iにキプロスを加えるとの決定書を採択した。

COP決定書： 決定書（FCCC/CP/2011/L.2）は、条約附属書Iにキプロスを含めるよう改定する。

技術執行委員会 - 様式および手続

11月28日、SBSTAは、技術執行委員会（TEC）および気候技術センター・ネットワーク（CTCN）で構成される技術メカニズムの設置を定めた決定書1/CP.16に則り、この問題について議論し、Carlos Fuller（ベリーズ）およびZitouni Ould-Dada（英国）を議長とするコンタクトグループの設置を決定した。参加者は、TEC報告書（FCCC/CP/2011/8）を検討した。TEC議長のGabriel Blanco（アルゼンチン）は、決定書草案を提示し、コメントを求めた。G-77/中国は、TECの任期を1年延長し、可能な限り早期に様式と手続を採択するよう求めた。12月3日、SBSTAは、決定書草案を採択し、COPは12月9日にこれを確認した。

COP決定書： 決定書（FCCC/CP/2011/L.3）は、技術開発および技術移転に向けた行動を強化するため、技術執行委員会および気候技術センター・ネットワークで構成される技術メカニズムを設置するとの決定書1/CP.16を想起する。決定書は、TECの報告書（FCCC/CP/2011/8）を歓迎し、附属書1および2に記載する手順の規則および方法を採択する。

方法には次のものを含める：分析と総合；政策提案；簡易化；他の制度アレンジとのリンク；利害関係者の参加；情報および知識の共有化。決定書は、TECに対し、他の制度とのリンクに関する方法を推敲し、COP18での審議にかけるよう要請する。

緑の気候基金 - 移行委員会報告書

この項目は、COP議長のNkoana-Mashabaneが主宰するオープン・エンド非公式協議で議論された。またハイレベル閣僚協議でも議論された。Zaheer Fakir（南アフリカ）がCOP17議長職に代わり進行役を務める非公式協議も開催された。主な問題点は次の通りであった：法的位置づけ；COPとの関係；民間資金の役割；理事会の設置；理事会を支える暫定事務局設置のプロセスの推敲。

11月30日、移行委員会共同議長のTrevor Manuel（南アフリカ）は、同委員会の報告書を提出した。この報告書には、GCFの統治制度の草案も含まれた。同共同議長は、報告書はダーバン会議でGCFを立ち上げる基礎となる妥協点の提示を目指すとして説明した。EIGおよびアフリカン・グループは、報告書を歓迎した。EUは、統治制度の草案は妥協であり、バランスのとれたパッケージの一環としては合意に達する必要があるとし、さらなる議論は逆効果だと指摘した。ザンビアは後発開発途上国(LDCs)の立場で発言し、統治制度草案は資金の制度アレンジを行うに足る基礎を提供すると述べた。フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、GCFは解決策の極めて重要な要素であると述べた。バルバドスはAOSISの立場で発言し、GCFには小島嶼途上国(SIDS)やLDC専用の資金窓口がない、あるいは資金補填プロセスがないなど、欠点はあるにせよ、GCFの運用開始を遅らせることはできないと強調した。同代表は、GCFを中身の無いもの(empty shell)にしてはならないと述べた。ベネズエラは、ALBAの立場で発言し、「報告書には資源への民主的なアクセスを阻害する要素があるとの警告」を表明した。同代表は、GCFは国際法人格を有し、COPのガイダンスの下で作業し、資金受託者や理事機能と利益相反のないようにすべきだと強調した。

エジプトは、統治制度草案には、国際法人格やCOPに対する責任、プロジェクトの国家所有権など、重要要素が欠けていると述べた。日本とコロンビア（コスタリカ、チリ、ホンジュラス、ドミニカ共和国、ペルー、パナマに代わり発言）は、統治制度草案に関する懸念を認識した上で、この文書の議論再開に反対し、COP議長職に対し、協議を行うよう求めた。オーストラリアは、この文書を「現状のまま」承認する意思があると表明した。

日本は、基金の法人格や基金と条約の関係の曖昧さに対する懸念を認めたが、こういった懸念は新しく設置される理事会で対処できると述べた。エジプト、インド、ナミビア、LDCsは、基金への直接のアクセスを確保するには全面的な法人格を持たせる必要があると述べた。これらの代表は、ケニア、サウジアラビア、スーダンとともに、GCFのCOPに対する責任を確保することが重要だと強調した。フィジーは、他の資金制度や組織との補足性を求めた。ナイジェリア、タンザニア、ザンビアは、民間部門への過剰な依存に対し警告した。

EUは、懸念を認めたが、COPは制度草案で合意できると確信すると述べ、締約国は基金を発足するため暫定的なアレンジに焦点を当てるべきだと述べた。スイスは、経済移行国も基金にアクセスすべきだと述べた。ナイジェリアは、交渉での「戦略的なアンバランス (strategic imbalance)」を指摘し、緩和の議論の方が適応の議論よりはるかに進んでいると述べた。

長時間、非公式な議論が行われ、締約国は、法人格、ホスト国の選定プロセス、基金への法人格授与プロセスで合意できた。暫定事務局に関し、締約国は、理事会に対し全面的に責任を負うものとし、その指導と

権限の下で機能すべきと合意した。また締約国は、事務局の長は途上国と作業した経験を有すべきことでも合意した。暫定事務局のホストに関し、3つのオプションが提示された（UNFCCC事務局、地球環境ファシリテーター（GEF）事務局、国連のジュネーブ事務所）が、締約国は合意に至らなかった。COP閉会プレナリーで、COP議長のNkoana-Mashabaneは、未決問題の解決に向けた努力を指摘し、この文書はGCFを「気候資金の主要な世界基金にする」基礎になるとして、これを歓迎した。同議長は、GDFの途上国側メンバーの構成に関しG-77/中国の書簡を受け取ったと指摘した。その後、決定書が採択された。

COP決定書：COP（FCCC/2011/CP/L.9）は、GCFを条約の資金メカニズムの運用組織として認定し、途上国締約国におけるプロジェクト、プログラム、政策、その他の活動を支援するため、COPに対し責任を有し、COPの指導の下で機能すべく、COP 18でCOPと基金の間のアレンジに関する結論を出す。また次のことを行う：

- 政策、プログラムの優先度、適格性基準に関係する問題などについて、GCF理事会に指針を提供する；
- 各国の気候戦略および計画との一貫性を確保し、国家主導の手法を確認し、緑の気候基金による公的資金および民間資金の直接、間接の効果的な供与を目指し、理事会に対し、各国の指定当局を通して、透明性のある反対のない手順を開発するよう求める；
- GCFの速やかな運用開始を進めるため、資金を確保する必要があると強調し、理事会に対し、早期かつ適切な資金募集プロセスを可能にすべく、必要な政策および手順の作成を求める。
- 締約国に対し、理事会メンバー候補者名を2012年3月31日までに、各地域グループおよびその構成員を通して暫定事務局に提出するよう求める；
- GCF理事会に対し、法人格および法的能力を授与する；
- 締約国に対し、GCF基金のホスト国となる意思がある場合には、2012年4月15日までに理事会に意思表示を提出するよう求める；
- さらに、理事会に対し、可能な限り早期に、迅速な形で、ホスト国にGCFの独立事務局を設置するよう要請する；
- 理事会に対し、理事会役務が中断しないよう、時機を逸せず、開放的かつ透明性がある競争入札プロセスでGCFの理事を選出するよう求める；
- 特に、基金の設計や管理に専門性を有し、関連する行政および経営の経験を有し、途上国において、または途上国と共に作業をした経験を有し、政策の専門性を有するかどうかに基づき、暫定事務局の長の人選を行う。

約束および条約の他の条項の実施のレビュー

附属書I締約国からの国別報告書：11月29日、SBIプレナリーはこの問題を短時間審議した。SBIは、1990-2009年の期間に関し附属書I締約国が提出した国別温室効果ガス・インベントリデータ報告書および第5次国別報告書の提出状況とレビュー状況の報告書に留意した。（FCCC/SBI/2011/INF.8）Alma Jean（セントルシア）およびKiyoto Tanabe（日本）を共同議長とするコンタクトグループを設置し、次の問題を議論した：第5次国別報告書のとりまとめと統合；補足情報のとりまとめと統合；条約12条5項の更なる実施、これには決定書1/CP.16の40項および46項の検討も含める。12月3日、SBIは追加の議論をすることなく結論書草案を採択し、この結論書は12月9日、COPの承認を受けた。

SBI結論書：SBIは、年次とりまとめおよび計算報告書（FCCC/SBI/2011/L.26）に留意した。

非附属書I締約国の国別報告書：11月29日、SBIプレナリーはこの問題を短時間検討した。Alma Jean（セントルシア）およびKiyoto Tanabe（日本）を共同議長とするコンタクトグループを設置し、次の問題を議論した：専門家諮問グループの作業；条約12条5項の更なる実施；資金援助、技術支援の提供。12月3日、SBIは、専門家諮問グループ(CGE)の作業に関する結論書とCOP決定書草案、条約12条5項の更なる実施および資金援助と技術支援の提供に関する結論書を採択した。12月9日、COPはCGEに関する決定書草案を採択した。

SBI結論書：CGE結論書 (FCCC/SBI/2011/L. 31)は、作業の進捗状況報告書を歓迎する。条約12条5項の更なる実施 (FCCC/SBI/2011/L. 32)に関し、SBIは、この小項目の検討をSBI36まで延期する。資金援助および技術支援の提供 (FCCC/SBI/2011/L. 33)に関し、SBIは、特に次のことを行う：GEFに対し、非附属書I締約国の国別報告書作成に関係するGEFの活動について情報の提供を続けるよう求める；非附属書I締約国に対し、その後の国別報告書作成のための資金調達に関し、プロジェクト案を提出するよう奨める。

COP決定書：CGEに関する決定書 (FCCC/SBI/2011/L. 31 and Add. 1)は：同グループの現在の権限を2012年末まで継続する；締約国に対し、COP 18の決定書草案に盛り込むことを目指し、同グループの委託条件および権限に関する意見を提出するよう求める。

技術移転：11月29日、SBIはこの議題項目に関し、短時間審議をし、Carlos Fuller（ベリーズ）およびZitouni Ould-Dada（英国）を共同議長とするSBSTA/SBI合同コンタクトグループを設置した。12月3日、SBIは、技術開発および技術移転に関する結論書草案を採択した。

SBI結論書：SBIはSBSTAと共に、SBI結論書草案 (FCCC/SBI/2011/L. 34)ならびにSBSTA結論書草案 (FCCC/SBSTA/2011/L. 22)を承認し、条約の非附属書I締約国に対し、プロジェクトの提案、特に適応技術に関するプロジェクトの提案を作成し、これをGEFに提出するよう奨める、さらに国連環境計画(UNEP)との協力で作成された技術的ニーズ評価結果を歓迎する。また結論書には、技術開発および技術移転に関する決定書草案の要素を記載する附属書も含む、これはGabriel Blanco（アルゼンチン）およびAntonio Pfluger（ドイツ）をTECの選出メンバーとして迎え、TECメンバーの任期を設定するものである。

キャパシティ・ビルディング：この問題は11月29日のSBIプレナリーで初めて議論された。SBI議長のOwen-Jonesは、途上国のキャパシティ・ビルディング枠組のレビューをダーバン会議で終了させる必要があると指摘した。SBI閉会プレナリーで、SBIは、COP決定書草案を採択し、その後12月9日、COPはこの決定書を採択した。

COP決定書：決定書 (FCCC/SBI/2011/L. 37)は、関連する国連組織および政府間組織に対し、途上国および附属書II締約国への支援提供を続けるよう求め、民間部門および多国間、二国間、国際機関に対し、キャパシティ・ビルディング活動への支援を求める。決定書は、特に締約国に対し、優良事例に関する報告を強化するよう求める。

また決定書は、次の行動をとるなら、途上国のキャパシティ・ビルディング枠組の更なる実施が改善されると規定する：

- 活動全体プロセスを通して利害関係者との協議を確保する；
- 気候変動問題ならびにキャパシティ・ビルディングのニーズの国家開発戦略、計画、予算への統合を強化する；
- キャパシティ・ビルディング活動の国家主導の調整を強める
- 途上国間、特に南 - 南、および三者協力関係での情報交換およびネットワーク化を強化する

最後に、COPは、キャパシティ・ビルディング枠組の実施に関する第2次総合レビューを終了させ、第3次総合レビューを開始し、これをCOP22で終了させると決定する。

適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画の実施(決定書 1/CP.10) : SBIは、11月28日この問題を審議した。SBI議長のOwen-Jonesは、2件のワークショップの開催を含める最新情報を提出した。1件は、対応措置の実施で生じる途上国締約国固有のニーズならびに懸念に対するリスク管理手法推進のワークショップ(2011年9月21日、ドイツ、ボンで開催)、もう1件は気候変動の悪影響に対するリスク管理手法実施での課題およびギャップ明確化のワークショップ(2011年10月11-12日、ペルー、リマで開催)である。Samuel Ortiz Basualdo (アルゼンチン)を議長とする非公式協議が開催された。結論書草案に関し、ガンビアはLDCsの立場で発言し、一つのセクションでLDCsへの言及を加えるよう求めた。サウジアラビアとベネズエラの両国は、文章に関する懸念を示した。締約国は、土曜日の夜に更なる非公式な議論を行うことで合意した。しかし、合意には至らず、締約国は、この問題をSBI 36でも議論することで合意した。

SBI結論書 : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.25)において、SBIは特に次のことを行う : SBI 36でもこの問題の議論を続けることで合意する ; 気候変動の悪影響に対するリスク管理手法実施の課題およびギャップの明確化に関するワークショップならびに途上国固有のニーズおよび懸念に対するリスク管理手法推進に関する会合間ワークショップの報告書を歓迎する。

LDCs関連問題 : この問題(FCCC/SBI/2011/11, FCCC/TP/2011/7)は11月28日のSBI会合で初めて議論され、後発開発途上国専門家グループ(LEG)代表が2011年のLEGの作業に関する最新情報を提供した。締約国は2回の非公式協議を開催し、2011年のLEGの活動ならびに2011-2012年作業計画のうち2012年で計画されている活動に焦点を当てて議論した。

SBI結論書 : 結論書(FCCC/SBI/2011/L.22)において、SBIは、特に、LEG議長の口頭での報告に留意し、46件の国別適応行動計画(NAPAs)の提出を歓迎し、LEGに対し、2011-2012年作業計画の進展に感謝の意を表した。

資金メカニズム

11月29日、SBI会合はこの議題項目を議論した。この中にはGEFの報告、GEFに対する追加指針、ならびにLDC基金(NAPAs以外のLDCs作業計画の要素実施に対する支援)などの議論が含まれ、その後Ana Fornells de Frutos(スペイン)およびLavaasa Malua(サモア)が共同議長を務めるコンタクトグループでの議論に委ねた。このグループは、一連の決定書草案を作成し、SBIは12月3日、これらの決定書草案を採択した。決定書は12月11日、COPの採択を受けた。

SBI結論書 : SBIは、GEF提供支援に関する提出情報(FCCC/SBI/2011/L.39 and FCCC/SBI/2011/L.41)に留意し、COPがGEFに対し、LDC基金および特別気候変動基金(SCCF)を通じた途上国への資金供与を継続するよう要請することを推奨する。またSBIは、LDC基金を通じた支援供与に留意し、決定書をCOPに送る。

COP決定書 : COP決定書(FCCC/SBI/2011/L.40 Add.1 and FCCC/SBI/2011/L.41/Add.1)は、GEFに対し、LDC基金の運用組織として、特に次の行動を要請する :

- NAPAsの実施に向けたプログラム手法の開発を支援する ;
- LDC基金のプロジェクトサイクル合理化の機会探求をさらに進める ;
- LDC基金ならびにSCCFの下で行われる多様なタイプの適応プロジェクトに適用される追加コストの概念を明確にする ;
- プロジェクトサイクル全体を通し、プロジェクトレビュープロセスの透明化の努力を続ける。

事務管理、資金、組織に関する事項： SBIは、11月29日、この議題を議論し、この議題には次の3つの小項目が含まれた： 2010-2011年の2ヵ年予算実績 (FCCC/SBI/2011/16, FCCC/SBI/2011/INF. 14)；事務局の機能および運営のレビュー継続 (FCCC/SBI/2011/16 and FCCC/SBI/2011/INF. 15)；本部契約の実施。2010-2011年予算に関し、UNFCCC事務局長のFigueresは、2010-2011年作業計画のマネージメントおよび活動の大半は終了しているが、追加活動がある場合には、更なる資金援助が必要であると指摘した。事務局機能のレビューに関し、同事務局長は、2012-2013年の2ヵ年で効率を高める計画に焦点を当てた。SBIは、12月3日、これら議題項目に関する結論書を採択し、COPおよびCMPは、12月9日、それぞれ次の決定書を採択した。

COP/CMP決定書：決定書 (FCCC/SBI/2011/L. 27/Add. 1 and Add. 2)において、COPは、2010-2011年の2ヵ年間決算中間報告を記載する情報、2010年1月から2011年6月30日の予算実績に関する報告書、およびUNFCCC本予算信託基金、補足活動信託基金、UNFCCCプロセスへの参加に対する信託基金への資金供与状況に留意する。

COP/CMPは、事務局の機能および運営に関する情報に留意し、2012-2013年の2ヵ年における効率化計画の報告書に感謝し、SBI 36およびSBI 38においてこの小項目の問題を検討すべきことで合意する。

本部契約の実施：この項目は11月29日のSBIプレナリーで提起された。SBIは12月3日、結論書草案を採択した。

SBI結論書：SBI (FCCC.SBI/2011/L. 28)は、ボンにおける新しい会議場施設の建設作業が再開される予定であり、2013年の第一回の交渉会合までには完成する予定であるとする事務局主催国政府の提出した情報に留意する。

SBIは、ホスト国政府およびUNFCCC事務局長より、ボンでの新しい事務局オフィスビル建設の進捗状況、および最初のビルは2012年半ばに、2番目のビルおよび追加の会議施設は、2017年までに完成する見込みであるとの情報を得た。

補助機関より送られたその他の問題

附属書I締約国の年次インベントリに関するUNFCCC報告ガイドラインの改定：この項目は、11月28日、SBSTAで初めて議論された。非公式協議が開催され、Riita Pipatti (フィンランド)およびNagmeldin Elhassan (スウェーデン)が進行役を務めた。日曜日朝、SBSTA議長Richard Muyungiは、条約附属書I締約国の年次インベントリに関するUNFCCC報告ガイドラインの改定に関するCOP決定書草案を提出し採択された。

COP決定書：決定書 (FCCC/CP/2011/L. 6)において、COPは特に次のことを行う： UNFCCC附属書Iインベントリ報告ガイドラインを採択する；締約国が、温室効果ガスの排出源からの人為的排出量ならびに吸収源での除去量の二酸化炭素換算量を計算する際に用いる地球温暖化指数 (global warming potentials) を決定書の附属書IIIに記載すべきと決定する；附属書I締約国に対し、2012年10月から2013年5月の試験運用期間においては、インベントリ報告ガイドラインを自主的に用いるよう求める。

国別適応計画：この問題は、11月29日、SBI開会プレナリーで初めて議論され、SBI議長のOwen-Jonesが進行役を務める非公式グループで議論された。12月3日、SBI閉会プレナリーで、議長のOwen-Jonesは、この問題では一定の進展があったが、未だ更なる議論が必要であると述べ、締約国は、SBI 結論書 (FCCC/SBI/2011/L. 36)を採択し、この問題のCOPでの審議および決定書草案の最終決定を提案した。

議論の中で、G-77/中国は、国別適応計画は適応が地方レベルで行われると認識し、柔軟で国家主導であるべきだと述べた。LDCsは、国別適応計画プロセスはNAPAプロセスとは異なる別なプロセスであると述べた。この問題では、国別適応計画に他の脆弱な途上国も含めるべく拡大するかどうか議論が集中し、コロンビ

アは当初、この目的のための作業計画の作成を提案した。ノルウェーおよびその他の国は、国別適応計画はLDCsのみに適用すべきだと繰り返した。非公式協議後、コロンビアは、LDCsではない他の途上国のための方法論、ならびにこれら諸国への資金援助、技術支援の提供に関する妥協案文書を提出した。

報告、モニタリング、評価に関し、参加者は、進展状況の連絡手段として主に国別報告書を使用するかどうか、事務局がデータベースを作成すべきかどうかを議論し、一部の先進国は、コスト面での懸念を表明し、一部の途上国は、活動ではなく支援の提供に関するデータベースにすべきだと指摘した。

議論では、GEFの役割に関しても意見対立があった。多数の諸国が、LDCsの必要とする支援を確実に提供するため、GEF指針を明確、簡素、実用可能なものにすべきだと強調した。コロンビアは、GEFは資金への速やかなアクセスを確保するため、現場経験のある組織を通して、さらには1, 2件の基幹プログラムを通してその業務を遂行する必要があると述べた。米国は、特定の組織の指定に反対した。G-77/中国は、プロセスに対する長期の支援供与を確保する必要があると強調した。12月11日（日）の閉会プレナリーで、COPはこの問題に関する決定書を採択した。

COP決定書：決定書(FCCC/CP/2011/L.8/Add.1)の第1部は、国別適応計画の枠組みに関するものである。COPは、特に次の項目で合意する：国別適応計画プロセスは、規定すべきでなく、国内努力と重複させるべきでない。むしろ国家の有する国家主導の行動を推進すべきである。

第2部は、LDCsによる国別適応計画の策定および実施を可能にするプロセスを示しており、次の小項目を含む：国別適応計画の策定および実施に関するガイドライン、様式、資金アレンジ。

手法に関し、COPは、LEGに対し、特に次の項目を要請する：適応委員会および他の条約の下の関連組織に対し国別適応計画プロセス支援作業への貢献を求める。また決定書は、締約国に対し、地域センター・ネットワークへの参加強化を求め、先進締約国に対し、LDCsに資金、技術、キャパシティ・ビルディングを提供するよう要請する。

資金アレンジに関し、決定書は特に：GEFに対し、資金メカニズムの運用組織として、LDC基金を通し、国別適応計画作成活動を可能にする方法について検討するよう要請する。

第3部は、LDCsではない途上国締約国に対し、国別適応計画の手法を用いるよう求める。決定書は、適応委員会に対し、LDCsではない途上国で国別適応計画措置の計画作成、優先づけ、実施に関心のある国を支援するため、関連手法に関する作業計画を検討するよう要請する、さらに条約の運用機関、特に資金メカニズムの運用機関に対し、資金援助および技術支援を行うよう求める。

決定書の最後のセクションは、報告、モニタリング、評価に関するものであり、特に：

- 締約国に対し、国別報告書を用いて、どの措置が施行されたか、さらに国別適応計画プロセスに関連して提供されたまたは受理した支援に関する情報を提供するよう求める；
- 事務局に対し、既存のデータベースを利用し、強化し、国別適応計画プロセスにおける支援活動、その他の活動に関する情報を含めるよう要請する。

LDCsによる国別適応計画の作成に関する初期ガイドラインを記載した附属書は、国別適応計画の要素を記載し、その中には次の項目に関するセクションを含める：基礎を築き、ギャップに対応する；予備的要素；実施戦略；報告、モニタリング、レビュー。

損失および損害：この項目は、11月29日、SBIプレナリーで短時間議論され、その後、SBI議長のOwen-Jonesを議長とする非公式グループでの更なる検討に付された。この週に開催された協議の後、SBIは、12月3日、結論書草案を採択し、決定書草案をCOPに送り、COPは12月9日、この決定書を採択した。

SBI結論書：結論書(FCCC/SBI/2011/L.35)は、気候変動の悪影響に対するリスク管理手法実施の課題およびギャップを明確にしたワークショップの成果に留意し、損失と損害に関する作業計画の決定書草案のCOP採択を提案する。

COP決定書：気候の悪影響に特に脆弱な途上国において、気候変動の影響に伴う損失および損害に対応し、適応能力を強化するための手法に関する決定書(FCCC/SBI/2011/L.35/Add.1)は、損失および損害に関する作業計画を規定する。この決定書は、SBIに対し、次のことを行うよう要請する：損失および損害に関する作業計画の実施を継続する；損失および損害のリスク管理、およびその手法に関する決定書の附属書に記載する疑問点に配慮する。

さらにCOPは、締約国ならびに関連組織に対し、特に次のことを行うよう求める：リスク管理に関する3件の題目分野に配慮する；各題目分野での作業には、多様かつ大きな分野を代表する専門家の参加を求める。決定書は、損失および損害への対応では国際的メカニズムを含める一連の可能なメカニズムおよび可能な手法を探求する必要があると認識する。

研究および体系的観測：この議題項目(FCCC/SBSTA/2011/MISC.8, FCCC/SBSTA/2011/MISC.8/Add.1 and FCCC/SBSTA/2011/MISC.14)は、11月9日のSBSTAプレナリーで議論された。12月3日、SBSTA結論書およびCOP決定書草案が採択された。COPは、12月9日、決定書を採択した。

SBSTA結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2011/L.27)において、SBSTAは、気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関するIPCCの特別報告書を歓迎し、締約国および国際的ならびに地域的研究プログラムに対し、特に排出源での排出量、吸収源での除去量の技術的および科学的な情報を提供するように求める。

COP決定書：決定書(FCCC/SBSTA/2011/L.27/Add.1)で、COPは、気候変動研究のニーズを議論し、研究成果を伝えるよう、締約国に強く奨め、地域研究プログラムならびに国際研究プログラムを要請する。

REDD+ (手法指針)：この議題項目(FCCC/SBSTA/2011/MISC.7, Add.1, 2 and 3)は、11月29日、SBSTAプレナリーで議論され、その後Peter Graham (カナダ)とVictoria Tauli-Corpuz (フィリピン)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。議論された問題点には次の項目が含まれた：セーフガードの問題がいかに対応され尊重されたか、また、森林参照排出レベルおよび森林参照レベルとMRVの様式に関する情報を提供するシステムに対する指針。特に議論の焦点とされたのは：各国が提供するセーフガードの情報がどう利用されるか、この点で提供されるべき特定のタイプの情報を規定すべきかどうか；参照レベルにおいて、過去の森林伐採、予測、国情をどう考慮するか。

12月3日、SBIは、採択を受けるべき決定書草案をCOPに送った。アフリカン・グループ、オーストラリア、その他は、この問題での進展を歓迎した。12月9日、COPは決定書を採択した。

COP決定書：決定書(FCCC/SBSTA/2011/L.25/Add.1)において、COPは、セーフガードの情報提供システムに対する指針は、国家主権、各国の法制および国情と合致させるべきと指摘し、決定書1/CP.16、71項に記載する要素の開発では、適切かつ予見可能な資金援助および技術支援が重要であり、必要であると認識する。

セーフガードにいかに対応し尊重したかに関する情報提供システムへの指針に関するセクションにおいて、COPは特に次のことを行う：

- 決定書1/CP.16の付録Iに記載するセーフガードの実施、およびセーフガードにいかに対応し尊重したかに関する情報は国家戦略もしくは行動計画を支援すべきであり、適切な場合には実施の全ての段階に含まれるべきと指摘する；
- セーフガードにいかに対応し尊重したかに関する情報は、次の項目などを有すべきであると合意する：全ての利害関係者がアクセス可能な透明性と一貫性のある情報を提供して定期的に更新し、国家が主導し、国レベルで実施される情報であり、適切な場合には既存のシステムを基礎に築かれるシステムとする；
- 上記の活動を遂行する途上国は、活動実施の全体を通して、関係するセーフガードにいかに対応し尊重したかに関する情報のサマリーをとりまとめ、提供すべきことで合意する；
- 上記情報サマリーは、定期的に提供され、非附属書I締約国の国別報告書に関する関連のCOP決定書に則り、国別報告書に含める。もしくはCOPが合意する連絡チャンネルを通して提供されるべきと決定する。

COPは、SBSTA 36に対し、第1回情報サマリー提出のタイミングならびにその後のサマリ－の提出頻度について検討し、これをCOP 18の審議にまわし、COPに対するさらなる指針の必要性についても検討するよう要請する。

森林参照排出レベルおよび森林参照レベルの方法に関し、COPは特に：

- 森林参照排出レベルそして／または森林参照レベルは、関連する活動実施における各国の実績を評価する基準であると合意する；
- これらのレベルは、決定書 4/CP.15の7項を考慮するものとし、各国の温室効果ガスインベントリに記載する排出源からの森林関連の人為的な温室効果ガス排出量および吸収源での除去量と合致するよう設定されるべきと決定する；
- 締約国に対し、森林参照排出レベルそして／または森林参照レベルの開発に関する情報および正当な理由を提出するよう求める、これには詳細な国情を含めることとし、国情により調整される場合は、附属書記載のガイドラインに則った詳細も含めることとする；
- 暫定措置として、サブナショナルな森林参照排出レベルそして／または森林参照レベルを策定し、その国レベルへの転換を認める、この暫定参照レベルは領土内の森林面積以下の面積を対象とすることが可能とする；
- 途上国締約国は、新しい知識、動向、範囲および方法の全ての修正を考慮し、森林排出参照レベルそして／または森林参照レベルを、適切な場合には定期的に更新すべきと合意する；
- 事務局に対し、提出文書を含めた森林参照レベルに関する情報を、UNFCCC REDDのウェブプラットフォームで閲覧可能にするよう要請する；
- SBSTA 36で開発された指針に則り、締約国が提出するまたは更新する森林参照レベル案の技術評価を可能にするプロセスについて合意する。

決定書には、参照レベルの情報提出文書作成ガイドラインを記載する附属書が含まれる。

ナイロビ作業計画： この問題は、11月28日、SBSTA開会プレナリーで初めて議論された。EUは、ナイロビ作業計画(NWP)を実行者に関連性の高いものにするのを支持した。参加者は、最近発表された 気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関するIPCC特別報告書についてブリーフィングを受けた。この問題は非公式グループ会合に送られ、その中で、ボリビアは、女性を含めた脆弱な利害関係者グループに関する今後の作業を支持し、先住民の知識および水などの重要部門に焦点を当てた。米国は、パートナーの知識および専門性を十分活用するよう求め、農業、水、生態系ベースの手法といった分野に拡大するよう促した。AOSISは、条約の下での適応行動の一貫性を強調した。オーストラリアは、AWG-LCAで議論されているNWPと適応委員会の連携を強調した。土曜日のSBSTA開会プレナリーで、SBSTAは結論書草案および決定書草案を採択し、決定書草案は12月9日にCOPの採択を受けた。

SBSTA結論書： SBSTA (FCCC/SBSTA/2011/L. 26)は特に次の項目を歓迎する：

- NWPの下での今後の活動提案に関する提出文書の取りまとめ；
- 水と気候変動の影響および適応戦略に関するテクニカルペーパー；
- 適応の生態系ベース手法に関する情報の取りまとめ；
- 影響および脆弱性に関する製品の普及における優先的なニーズを特定する各国国内窓口の調査報告

COP決定書： 決定書 (FCCC/SBSTA/2011/L. 26 Add. 1)は、SBSTA 38に対し、NWPの作業分野を再検討し、NWPの目的を最善の形で支援する方法について、COP19への提案提出を目指すよう要請する。決定書は、締約国および関連組織に対し、NWPの下での可能な将来作業分野に関する意見を2012年9月17日までに事務局に提出するよう求め、事務局に対し、SBSTA38までに提出文書を取りまとめるよう要請する。

さらに決定書は、事務局に対し次の要請を行う：

- 水と気候変動の影響および適応戦略に関するワークショップおよび生態系ベース手法に関するワークショップを計画する；
- 国別適応計画プロセスの事例研究の取りまとめをSBSTA 37までに用意する；
- NWPの下で、利用者に優しい知識製品やアウトプットの開発を継続し、利害関係者の参加を図る。

また決定書は、特に次のことを行う： NWPパートナー組織に対し、約束された行動と締約国のニーズのすり合わせを提案する；情報交換およびパートナー組織間の調整を推進する国内窓口フォーラムの重要性に留意する。

その他の問題

対応措置の影響に関するフォーラム： このSBI/SBSTA合同の議題項目は、11月28日に初めて議論され、この週を通して両機関で議論された。SBSTA/SBI合同フォーラムでは、SBSTA議長のMuyungiとSBI議長のOwen-Jonesが共同議長を務めた。

12月1日、SBI/SBSTA合同フォーラムに関する特別イベントが開催され、少数の締約国および組織がプレゼンテーションを行った、さらに締約国は、この特別イベントの報告書(FCCC/SB/2011/INF. 5)を検討するためコンタクトグループ会合も開催した。締約国は、この週を通して、会合を続けたが、特に次の問題で意見が分かれた： AWG-LCAおよび両補助機関(SBs)からのマンダートの解釈、貿易問題の役割とこれを含めるかどうか；対応措置のプラスの面、マイナスの面の表現方法；作業計画の期間に関する表現；作業計画の方法と運用開始。

COP決定書：12月11日、COPは、決定書 (FCCC/CP/2011/L.7) を採択した、この決定書は特に次の点を記載する：

- 作業計画の採択；
- 作業計画運用開始方法の採択、これにはワークショップおよび会議の開催、専門家からのインプット受理、報告書およびテクニカルペーパーの作成が含まれる；
- 対応措置実施の影響に関するフォーラム設置；
- このフォーラムは、両SBsの合同議題項目の下で開催されるとの決定；
- SB 39でのフォーラム作業開催を両SBsに要請。

京都議定書第7回締約国会合 CMP7

第7回京都議定書締約国会合 (CMP7) は、11月28日 (月) 朝に開会し、Maite Nkoana-Mashabaneが満場の拍手でCMP 7議長に選ばれた。締約国は、議題書を採択し、作業構成書 (FCCC/KP/CMP/2011/1) で合意し、多数の問題を補助機関での議論に委ねた。(FCCC/SBSTA/2011/3 and FCCC/SBI/2011/8)

開会ステートメントで、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、京都議定書第二約束期間の必要性を再確認し、附属書 I 締約国の野心度の引き上げを求めた。

スイスはEIGの立場で発言し、特に次の項目を求めた： AWG-LCAの成果の更なる明確化；ルールベース・システムの保持；土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF) および柔軟性メカニズムなどの分野での体制における環境十全性の強化。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、適切な場合は、京都議定書に基づき構築される新しい気候変動枠組を支持するとし、将来の行動の基礎となるカンクン合意の運用開始を求めた。

EUは、広範な参加、特に主要経済国が参加する多国間の野心的なルールベース・システムを支持した。同代表は、明確な時間枠を持ち、全ての締約国が参加する新しい法的拘束力のある枠組構築を目的とする確固としたロードマップで合意するならば、広範な法的拘束力のある枠組みへの移行段階として京都議定書の第二約束期間を検討することも可能だと述べた。

コンゴ民主共和国はアフリカン・グループの立場で発言し、2つの交渉トラックの分離を続けるべきと述べ、第二約束期間の約束をする意思のない諸国に対する懸念を表明した。グレナダはAOSISの立場で発言し、議定書は将来の気候変動体制の中心になると述べた。

ガンビアはLDCs の立場で発言し、京都議定書の下での第二約束期間を求め、附属書I締約国に対し温室効果ガス排出量を2020年までに少なくとも1990年比で45%削減し、2050年までに1990年比で少なくとも95%削減するよう求めた。サウジアラビアはアラブ・グループの立場で発言し、京都議定書を軽んじる動きを拒否した。

中国は BASIC 諸国の立場で発言し、第二約束期間の決定がダーバン会議の最優先課題であるべきだと述べた。同代表は、EU の排出量取引スキームの下での国際航空輸送に関するユニラテラルな措置に反対した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、第二約束期間に関する合意、自主参加ベースのREDD+メカニズム導入、LULUCF 規則の抜け道の排除を支持した。

ベネズエラはALBAの立場で発言し、現在の気候体制を破壊し、地球にとり致命的な自主的参加手法に変えようとする捕食的な経済国の「身勝手」を批判した。

役員の選出

12月11日（日）、CMPは、クリーン開発メカニズム(CDM)、適応基金、遵守委員会（促進部および執行部）、共同実施監督委員会の役員を選出した。またMadeleine Diouf（セネガル）をAWG-KP議長に、Yukka Uosukainen（フィンランド）を副議長に選出した。

京都議定書改定案

この議題項目（FCCC/KP/CMP/2010/3 and FCCC/KP/CMP/2009/2-13）は、11月30日のCMPプレナリーで初めて議論された。インドは、第二約束期間で合意しない限り附属書Bの変更には同意できないと述べた。ベラルーシ、EU、ウクライナは、改定手順の簡素化を希望した。12月11日の閉会プレナリーで、CMPは、この議題項目の審議をCMP8でも継続すると決定した。またこの議題項目は、AWG-KP成果文書（FCCC/KP/CMP/2011/L.3 Add.1）附属書IIおよびIIIにも記載され、この中に京都議定書改定案を含める。

カザフスタンの附属書B改定案

この問題は、11月30日のCMP プレナリーで短時間検討された。Philip Gwage（ウガンダ）とOsitadinma Anaedu（ナイジェリア）を共同議長とする非公式グループが設置され、この問題を議論した。CMPは12月11日、決定書草案を採択した。

CMP決定書：決定書（FCCC/KP/CMP/2011/L.9）において、CMPは、本提案の検討を続けるため、次回会合の暫定議題に本項目を入れることで合意する。

クリーン開発メカニズム

11月30日、CMPプレナリーは本項目を検討した。CDM理事会議長のMartin Hession（英国）は、追加性指針の強化および標準化ベースライン、さらには「抑制された需要（suppressed demand）」のガイドラインなど、理事会の作業改善努力について報告し、CDMの将来に関し明確なシグナルを出すよう求めた。本項目はCarolina Fuentes Castellanos（メキシコ）およびKunihiko Shimada（日本）を共同議長とするコンタクトグループに回された。

非公式協議で、一部の途上国は、2013年以降のCDMへの参加と京都議定書上の目標受入とを特に結び付けるよう求め、この点が大きな論点となった。他にも次の問題に関し、意見対立があった：ガバナンス関連問題；上訴プロセス；モニタリング手法；追加性評価の現在の手法を改善する方法；公共および民間のCDMプロジェクト。長時間の協議後、締約国は、次の問題に関し合意に至ることができなかった：メカニズムの補足性；第二約束期間への移行；CDM様式と手続のレビュー；利害関係者との協議；認証排出削減量(CER)発行収入の一部徴収。

括弧書きの文書がCMPプレナリーに送られた。12月11日、締約国は、括弧書きの文章を削除し、改定した決定書を採択した。

CMP決定書：CDM関連の追加指針に関する決定書（FCCC/KP/CMP/2011/L.11）は、特に次を規定する：CDM理事会の2010-2011年次報告書に留意し；CDM政策ダイアログの設置を歓迎し；附属書に規定するセクター別検証を行う運営組織を認定し；理事会に対し、適切な自主的措置を策定し、活動プログラムに関する手順改善作業を継続するよう要請する。

ガバナンスに関し、決定書は特に次を規定する：理事会に対し、技術報告書の公開を提案する；理事会に対し、理事会の意思決定における一貫性、効率、透明性を改善すべく、努力を続け、手順草案を改定するよう要請する。

ベースラインおよびモニタリング手法と追加性に関し、決定書は特に次を規定する：理事会に対し、広範なプロジェクト活動に対し、追加性実証の簡素化手法を拡大適用するよう提案する；理事会に対し、ベースラインおよびモニタリング手法を作成、改定する際は、環境上の十全性の確保を続け、簡素化されたトップダウンのベースラインおよびモニタリング手法、ツール、標準化ベースラインの作成作業を行うよう要請する。さらに決定書には、CDMプロジェクト活動の登録およびCERs発行に関する規定；地域配分、小地域配分、およびキャパシティ・ビルディングに関する規定も記載する。

CDM理事会の決定に対する上訴：11月29日、SBIプレナリーはこの問題を短時間検討し、Yaw Bediako Osafo (ガーナ)およびKunihiko Shimada (日本)を共同議長とするコンタクトグループでの更なる検討に委ねた。コンタクトグループは、CDM理事会の決定に対する上訴の手順、メカニズム、制度アレンジに関し議論した。締約国は、様式の議論では進展を見たが、上訴プロセス設置のマンデートでは合意しなかった。12月3日、SBIはこの項目に関する結論書を採択した。

SBI結論書：SBI結論書(FCCC/SBI/2011/L.30)は次の項目に留意する：可能性ある上訴組織の一部の特性および様式に関する合意達成での進展、結論書に付随する共同議長文書改定案。SBIは、CMP8への文書草案提出を念頭に、SBI36でも本項目の検討を続けることで合意した。

共同実施

11月30日、CMPプレナリーはこの問題を検討した。共同実施監督委員会(JISC)議長のMuhammed Quamrul Chowdhury (バングラデシュ)は、カンクン以降の実質的な進展を指摘した。同議長は、JISCが次の提案を行ったと述べた：現在の2トラック手法を単一の統括的な検証プロセスに代える；この検証プロセスを監督する新しい統治組織を設置する；2013年以降、共同実施をどう継続すべきか明確にする。Balisi Gopolang (ボツワナ)とHelmut Hojesky (オーストリア)を共同議長とするコンタクトグループが設置され、共同実施関連の問題を議論した。CMPは、12月11日、決定書草案を採択した。

CMP決定書：京都議定書6条の実施に関する指針の決定書(FCCC/KP/CMP/2011/L.7)は、特に次を規定する：JISCに対し、共同実施の認証プロセスをCDM認証プロセスに合わせ、同委員会の下での検証手順の実施強化を続けるなどの努力を含め、独立機関の認証プロセスの合理化を続けるよう奨める；CMP8において、JISCで検討されたプロジェクトへの排出削減単位(ERUs)の発行を検討することで合意する；JISCに対し、共同実施ガイドライン変更の可能性について、その主要な起因および移行措置の改定案を作成し、共同実施ガイドラインの改定案を作成して、CMP9での採択を目指すよう要請する。また決定書には、共同実施に関する作業のための資源およびガバナンスに関する規定も含める。

遵守

11月30日、CMPプレナリーはこの問題を短時間検討し、Amjad Abdulla (モルディブ)およびRichard Tarasofsky (カナダ)を共同議長とする非公式グループを設置し、遵守委員会報告書、および決定書7/CP.12 (クロアチア基準年の排出量レベル)の実施に関する遵守委員会執行部の最終決断に対するクロアチアの上訴について議論した。締約国は、CMPでの採択に向け、2つの小項目に関する2つの決定草案で合意した。CMPは、12月11日、決定書2件を採択した。

CMP決定書：遵守委員会に関する決定書(FCCC/KP/CMP/2011/L.2)は、遵守委員会のメンバーおよびメンバー代理の特権および免責確保に関し、同委員会が引き続き関心を寄せていると指摘し、同委員会会合への参

加と旅費に関する資金供与を受ける資格を同委員会の全てのメンバーおよびメンバー代理に拡大すると同委員会の提案に留意する。

クロアチアの上訴に関する決定書 (FCCC/KP/CMP/2011/ L. 3) は、次に留意する： クロアチアによる上訴取り下げ、および遵守委員会による上訴審査の終了。

適応基金理事会

適応基金理事会 (AFB) の報告書および適応基金 (FCCC/KP/CMP/2011/6, FCCC/KP/CMP/2011/MISC. 1) のレビューは 11 月 30 日の CMP プレナリーで初めて議論された。コンタクトグループが設置され、Ruleto Camacho (アンティグア・バーブーダ) および Stefan Schwager (スイス) が共同議長を務めた。適応基金理事会議長の Ana Fornells de Frutos (スペイン) は、CMP で発言し、適応基金の作業の最新情報を提供し、CERs の価格低下が制度面の進展に影を落としていると指摘した。バハマは G-77/中国の立場で発言し、適応で利用可能な金額が比較的少額にとどまっていると強調した。他の数カ国は、アクセスしやすくするため、認証プロセスを簡素化すべきだと述べた。この週を通して締約国は、適応基金理事会報告書および適応基金のレビューの要素について合同で議論した。

適応基金理事会報告書に関し、ある諸国グループは、適応基金の運用開始の前に利用可能な資金レベルを有する計画で合意にすると述べた。締約国は、最近セネガルとパナマで開催された地域ワークショップが極めて建設的と評価されたと指摘し、残る二つのワークショップは 2012 年に一つはアジアでもう一つは太平洋地域で開催されると指摘した。数カ国は CERs の値下がりに懸念を表明した。

適応基金のレビューに関し、ある国は、適応基金理事會事務局の独立性を高めるよう要請した。締約国は、適応基金の第 1 回レビューを SBI36 に回し、CMP8 での採択にかける決定書草案を提案することで合意した。12 月 9 日、CMP は、この問題に関する決定書を採択しバハマは、この議題項目で採択された決定書に満足の意を表した。

CMP 決定書： 適応基金理事会報告書に関する決定書 (FCCC/KP/CMP/2011/L. 5) は、国内実施機関の認証を支援する 2 件の地域ワークショップの開催計画を待望する。

適応基金のレビューに関する決定書 (FCCC/KP/CMP/2011/L. 6)： この決定書は、適応基金理事会に対し、適応基金の暫定アレンジのレビュー報告書に関する意見を、情報文書に含めるため、2012 年 3 月の第 1 回会合後可能なかぎり早期に事務局に提出するよう要請する；SBI36 に対し、適応基金の第 1 回レビューを検討するよう要請する；適応基金の第 1 回レビューを CMP8 で終了すると決定する。

国際取引ログ

この問題は、11 月 29 日、SBI プレナリーで初めて議論された。SBI は 12 月 3 日、結論書を採択し、CMP は 12 月 11 日、これを承認した。

SBI 結論書： 結論書 (FCCC/SBI/2011/L. 23) において、SBI は、京都議定書の下での国際取引ログの管理者による 2011 年の年次報告書に留意する。

附属書 B 締約国の取りまとめおよび算定報告書

この議題項目は、SBI で検討された。12 月 3 日、SBI は結論書草案を採択し、この結論書草案は 12 月 11 日、CMP の承認を受けた。

SBI 結論書： 結論書 (FCCC/SBI/2011/L. 26) において、SBI は、京都議定書附属書 B 締約国の 2011 年年次取りまとめおよび算定報告書に留意する。

キャパシティ・ビルディング

この項目は11月29日のSBIプレナリーで初めて議論された。土曜日の閉会プレナリーにおいて、SBIは、CMP決定書草案をCMPに送り、CMPは12月9日、これを採択した。

CMP決定書：この決定書 (FCCC/SBI/2011/L. 38)は、キャパシティ・ビルディング活動において、性差別問題に留意する重要性を記載し、若者および障害者の役割およびニーズを認識する。CMPは、京都議定書実施のためのキャパシティ・ビルディング活動を支援する資金および技術資源の提供継続を求め、次の課題に対応するよう求める：CDMプロジェクト活動の地理的な配分；土壌における炭素貯留量の変化を推計する技術専門家の不足；プロジェクト活動を計画し実施する専門家の訓練および確保の必要性。CMPは、特にキャパシティ・ビルディング枠組みの更なる実施を、次の項目を実施することで、体系的、制度的、および個人レベルで改善すべきと決定する：

- 利害関係者との協議を確保する；
- 国家開発戦略、計画、予算に気候変動問題およびキャパシティ・ビルディングのニーズ取り入れを強化する；
- キャパシティ・ビルディング活動での国家主導の調整を強化する；
- 南-南の協力、三者協力などにより途上国間のネットワーク化および情報交換の強化を図る。

さらにCMPは次のことを行う：

- CDM参加に関係するキャパシティ・ビルディング活動実施において先進締約国および途上国締約国間の協力努力を奨める；
- 関連の政府間組織および非政府組織に対し、ナイロビ枠組みの下でのキャパシティ・ビルディング活動の強化および協調を続けるよう奨める；
- キャパシティ・ビルディング枠組みの実施に関する第2回総合レビューを終了し、第3回総合レビューを開始し、このCMP12での終了を目指すとして決定する。

2. 3条および3. 14条

3. 14条問題は11月29日にSBIで、2. 3条問題は11月28日にSBSTAで初めて議論された。この項目 (FCCC/SB/2011/INF. 6)は対応措置の悪影響に関する。締約国は、両補助機関の下で2. 3条および3. 14条の合同コンタクトグループを設置し、Eduardo Calvo Buendia (ペルー)とJosé Romero (スイス)が共同議長を務めた。SBSTAは、結論書を採択し、SBSTA36でこの問題の追加審議を行うことで合意した。SBIは、本項目に関する結論書草案を採択し、SBI36での本項目の審議継続で合意した。CMPは、12月9日、両結論書に留意した。

SBI/SBSTA結論書：SBIおよびSBSTAの結論書 (FCCC/SBI/2011/L. 29, FCCC/SBSTA/2011/L. 21)は、2. 3条および3. 14条に関する問題を議論する合同ワークショップ開催計画を歓迎し、合同ワークショップでの学習事項を認識し、関係問題の審議継続で合意する。

SB から CMP に送られたその他の問題

クリーン開発メカニズムの下での重要性基準：この問題 (FCCC/SBSTA/2011/MISC. 13) は、11月29日のSBSTAプレナリーで初めて議論され、Peer Stiansen (ノルウェー) が進行役を務める非公式協議でも議論された。12月3日、SBSTAは結論書を採択し、CMPに決定書草案を送った。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L. 18) において、SBSTAは、決定書の附属書に記載される要素を、CDMに関係するさらなる指針に関する決定書に取り入れ、COP/MOPの審議および採択にかけるよう提案する。

CMP決定書: 決定書 (FCCC/KP/CMP/2011/L. 10) において、CMPは、特に次のことを行う: CDMの下で重要性 (materiality) の概念を一貫性のある形で適用すべきと決定する; 重要な情報を定義する; 重要性の範囲内の要素を決定する; 重要性の概念範囲および重要性の域値は、実施後1年以内に、報告されたデータに基づきCDM理事会でレビューされるべきと決定する。

CDMにおける二酸化炭素回収貯留: この議題項目 (FCCC/SBSTA/2011/4, FCCC/SBSTA/2011/MISC. 10 and 11) は11月29日、SBSTAプレナリーで議論され、その後、Pedro Martins Barata (ポルトガル) と Andrea García Guerrero (コロンビア) を共同議長とするコンタクトグループで議論された。12月3日、SBSTAは結論書を採択し、CMPでの審議にかけるべく、決定書草案を送った。12月8日、非公式の進捗状況確認プレナリーで、SBSTA議長のMuyungiは、CDMにおける炭素回収貯留 (CCS) に関し、協議の末、妥協案で合意したが、プロジェクト別のリザーブおよび越境問題はSBSTA 36に回されたと報告した。12月9日、CMPは決定書を採択した。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L. 24) において、SBSTAは、CCSに関し提出された意見、ならびに事務局が作成した関係文書に留意する。

CMP決定書: 決定書 (FCCC/SBSTA/2011/L. 4) において、CMPは特に下記を定める:

- CDMプロジェクト活動としてのCCSの様式と手続を採用し、これを本決定書採択後、5年以内に再検討する;
- 二酸化炭素のある国から別の国への移動を含めるCCS、または2か国以上に位置する地層への貯留を含めるCCSの適格性に関し、CMP8において検討することで合意する;
- SBSTA 36に対し、決定書草案をCMP8での審議にかけることを念頭に、紛争解決メカニズムの可能性など、関連するプロジェクト活動のタイプに対する規定を検討するよう要請する;
- 締約国およびオブザーバーに対し、2012年3月5日までに意見を提出するよう求め、事務局に対し、提出文書をその他の文書の中にまとめるよう要請する。

附属書に、CDMの下での地層処分によるCCSの様式と手続を記載する。付録Aは、CCSへの対応をCDMレジストリに追加要求し、付録Bには、CCSに関する追加要求事項を記載する。

事務管理、資金、組織に関する事項

11月29日、SBIプレナリーはこの問題を初めて議論した。この週の間、議論が続けられ、CMPは、12月11日、決定書を採択した。

CMP決定書: CMP決定書 (FCCC/SBI/2011/L. 27/Add. 2) は、特に基幹予算および国際取引ログへの資金供与を行っていない締約国に対し、遅滞なく資金供与を行うよう求め、参加のための信託基金および補足活動のための信託基金に資金供与を行った締約国に対し、感謝の意を表する。

補助機関の報告

COP議題項目に関係する結論書および決定書を本報告書の関連個所にまとめる。しかし、数件の議題項目については、補助機関が採択した結論書をCOPで直接議論したわけではない。これらの項目は次のとおり: SBSTAおよびSBIの開会および閉会プレナリー、およびそれぞれの作業構成書; 手法論問題。本セクションでは、COPで議論されなかったSBSTAおよびSBIの報告書記載項目の詳細を示す。

SBI35: 作業構成: SBI議長のRobert Owen-Jones (オーストラリア) は11月28日、会議を開会し、参加者はSBI議題書および作業構成書 (FCCC/SBI/2011/8) を採択した。多数の者が発言し、国別適応計画および損失と損害問題での進展を求めた。

遵守に関する議定書の改定： この議題項目 (FCCC/KP/CMP/2005/2) は、11月29日 (火) のSBIプレナリーで初めて議論された。SBI議長のOwen-Jonesは関心を有する締約国と協議した。12月3日、締約国は SBI36においてこの議題を再度議論することで合意した。12月11日 (日)、CMPはこの問題に留意した。

閉会プレナリー： 12月3日、SBIは報告書 (FCCC/SBI/2011/L. 24) を採択した。閉会会合の意見表明で、参加者は、損失と損害に関する報告書を称賛し、プロセスを可能なかぎり早期に立ち上げるため、国別適応計画に関する結論書の作成を求めた。SBI議長のOwen-Jonesは参加者に感謝し、12月4日午前12時22分、SBI 35の閉会を宣言した。

SBSTA35：作業構成書： SBSTA議長のRichard Muyungi (タンザニア) は、11月28日 (月) 午後、会合の開会を宣言した、締約国は、開会の意見表明を行い、議題書および作業構成書 (FCCC/SBSTA/2011/3) を承認した。締約国は、技術執行委員会 (TEC)、ナイロビ作業計画 (NWP)、REDD+のMRVに関する作業を完了する必要があると強調した。

条約の下での手法論問題：バンカー燃料： この問題 (FCCC/SBSTA/2011/MISC. 9) は国際航空輸送および海上輸送に使用する燃料からの排出量に関するものであり、11月28日、SBSTAで初めて議論された。締約国は、国際民間航空輸送機関 (ICAO)、および国際海事機関 (IMO) の報告を受けた。ICAOは、国別行動計画および国家に対する支援など、気候変動に関する航空輸送での最近の展開に焦点を当てた。この中には、航空輸送用の持続可能な代替燃料、市場ベースの措置、世界の野心的な目標が含まれる。IMOは、海上輸送のエネルギー効率改善および相応する船舶からの大気汚染および温室効果ガスの排出削減を報告した。同代表は、2011年7月、条約附属書Iに記載する締約国30カ国および非附属書I締約国19カ国が温室効果ガス排出量削減に関するMARPOL附属書VIの改定案を採択し、IMOにとって現状打破になったと指摘した。

数カ国は、IMOおよびICAOの下でのセクター別排出量の議論はUNFCCCの原則に則るべきだと述べたが、他の数カ国は、ICAOおよびIMOにおける進展の実現を歓迎した。パナマは、海上輸送排出量の議論はUNFCCCではなくIMOが適当であると述べた。非公式協議が開催され、Riita Pipatti (フィンランド) およびNagmeldin Elhassan (スーダン) が進行役を務めた。

SBSTA結論書： 12月3日、SBSTAは、結論書 (FCCC/SBSTA/2011/L. 19) を採択した、結論書は、ICAOおよびIMOの事務局より受理した国際航空輸送および海上輸送で使用される燃料からの排出量に関しICAOおよびIMOで実施中の作業の情報および進捗報告に留意し、各事務局に対し、将来のSBSTA会合にも引き続き報告するよう求める。

条約附属書I締約国の温室効果ガス・インベントリのテクニカルレビューに関する年次報告書： この問題 (FCCC/SBSTA/2011/INF. 13) は、11月28日、SBSTAで初めて取り上げられた。SBSTAは報告書に留意した。

京都議定書の下での手法論問題：ハイドロフルオロカーボン-23 (HFC-23) の破壊に対する認定排出削減量の獲得を求めるハイドロクロロフルオロカーボン-22 (HCFC-22) の新規施設建設の影響： この議題項目は11月29日のSBSTAプレナリーで議論された。締約国は、SBSTA36での議論再開で合意した。

枯渇林地への再植林をクリーン開発メカニズムの新規植林および再植林プロジェクト活動に含めることの影響： この問題 (FCCC/SBSTA/2011/MISC. 12, FCCC/SBSTA/2011/INF. 15) は、11月29日のSBSTAプレナリーで議論され、Eduardo Sanhueza (チリ) が進行役を務める非公式協議でも議論された。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2011/ L. 20)において、SBSTAは、FCCC/KP/CMP/2009/16附属書I記載の枯渇林地の定義づけをさらに明確化する必要があることで合意し、さらにSBSTA36でのこの問題の審議継続でも合意する。

条約附属書I締約国であり京都議定書の締約国でもある諸国の報告する温室効果ガス インベントリおよび他の情報のテクニカルレビュー年次報告書：この問題 (FCCC/SBSTA/2011/INF. 16)は11月29日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。12月3日、SBSTAは報告書に留意した。

SBSTA 35閉会プレナリー：12月3日、SBSTAは報告書 (FCCC/SBSTA/2011/L. 17)を採択し、SBSTA議長のMuyungiは参加者に感謝した上、午後11時23分、SBSTA 35の閉会を宣言した。

AWG-LCA第14回再開会合

AWG-LCA議長のDaniel Reifsnyder (米国)は条約の下での長期協力行動に関する特別作業部会の第14回再開会合の開会を宣言し、包括的でバランスがとれ、確固とした成果をCOPに送るとの目標を想起した。

開会ステートメントにおいて、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、ダーバン会議は条約の究極の目的達成を確実にする成果を提供すべきであると述べた。同代表は、適応委員会に関し、途上国メンバーが過半数を占めるべきだと述べた。同代表は、特に長期資金には先進国の公的資金をあてると決定して技術メカニズムのガバナンス構造を定めるよう求めた。

EUは、2015年までに新しい世界的、包括的かつ法的拘束力のある枠組を完成させるプロセスを提案した。同代表は、2020年まで毎年1000億米ドルを共同して提供するとの約束を再確認した。

韓国はEIGの立場で発言し、強化された包括的かつ野心的な国際気候変動体制を約束すると表明した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、緑の気候基金にREDD+専用窓口をおき、AWG-LCAとAWG-KPの双方の下で設立され、共有される新しい市場メカニズムを含めるように求めた。

グレナダはAOSISの立場で発言し、AWG-LCAに対し、京都議定書の下での緩和約束を持たない先進国が相応の緩和約束を行う並立の議定書の交渉を行い、2012年12月までにこれを完成させるとのマンデートの実施を求めた。同代表は、全ての先進国が緩和の野心レベルを直ちに増加させ、2015年にレビューを開始するとのオプションを求める合意を提案した。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、効率的かつ衡平な国際的資金メカニズムの運用開始を求めた。ニカラグアはALBAの立場で発言し、緑の気候基金を偽りの約束の「空のバスケット (empty basket)」にしてはならないと強調し、先進国に対し、GDPの1.5%を拠出するよう求めた。

オーストラリアは、自国のクリーンなエネルギーの未来パッケージについて報告し、これは「オーストラリア史上最大のクリーンエネルギー部門拡大」をもたらすと述べた。

締約国は、既設のAWG-LCAコンタクトグループでの実質的な議論再開で合意した。議長のReifsnyderは、次の項目に関する非公式グループでの議論の全体像を提供するため、限定回数 of 会議を開催すると述べた：緩和およびそのサブグループ；適応；資金；技術移転；レビュー；法的オプション；その他の問題。同議長は、作業の全ての要素を取りまとめた「結合文書」が交渉の土台となると指摘した。

AWG-LCAは、次の項目に関する議題項目、3、4、5、6について検討した：COP 17に提起される成果の作成；長期世界目標のレビュー；法的オプション；その他の問題、これには市場経済移行中の附属書I締約国およびCOPの認めた特殊事情を抱える附属書I締約国の問題を含める。12月11日 (日) 早朝、議長のReifsnyderは「条

約の下での長期協力行動に関する特別作業部会の作業成果」に関する決定書草案(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)をCOPプレナリーに提出し、COPは12月11日(日)早朝、この決定書を採択した。非公式グループでの議論および各グループが提起した決定書の関連部分を下記にまとめる。

共有ビジョン

この問題は、Margaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)が進行役を務める非公式グループで議論された。締約国は、排出量のピーク年および世界目標を強調する文章にするか、それともより全体的な表現にすべきか、意見交換を行った。ある諸国グループは、共有ビジョンに関する決定書草案に関し、新しい提案を提出し、特に、SBSTAに対し、気候変動体制における持続可能な開発への衡平なアクセスの意味、影響、および運用開始を明確にするプロセスを開始し、2050年までの排出削減量に関する長期世界目標、および世界の排出量ピークの時間枠を明確化する意味を検討するプロセスの開始を求めた。

締約国は、閣僚会議の審議にかける4つの可能なオプションについて議論した：第1のオプションは、排出削減量の世界目標および世界の温室効果ガス排出量のピーク時間枠を明確にする「数値」について合意し、その後、他の問題を議論する；第2のオプションは、最初に「数値」の採択の内容を検討する；第3のオプションは、問題に関する決定およびその後の可能な進展方法を決定するプロセスを提案する；第4のオプションは、合意の欠如を理由に問題の議論自体を放棄する。多数の締約国が、4つのオプションの閣僚会議への提示を支持し、それぞれの希望を述べた。

多数の途上国締約国が、プロセス設置の第3のオプションを支持したが、一部の先進国は、「数値」を議論する最初の2つのオプションを支持した。ある途上国グループは、第3のオプションについて警告し、2015年までのピーク達成を確保するための数値の設置を求めた。

進行役のMukahanana-Sangarweは、2国間協議を続け、非公式協議を進めた。この問題は、最終的に閣僚レベルで検討され、12月11日、COPプレナリーは、AWG-LCAの成果の一部としてこの決定書を採択した。共有ビジョンに関し保留された文章は、第17回締約国会議での採択のため提出される包括的かつバランスの取れた成果文書の非公式グループにおける作成作業をまとめた議長覚書(FCCC/AWGLCA/2011/CRP.39、以後CRP.39と称す)に盛り込まれ更なる審議を受ける。この中には、序文に関する多様なオプション、および2050年までに世界の温室効果ガスの排出量を大幅に削減する世界目標についての多様なオプションが含まれる。CRP.39に記載され、更なる審議を受ける他のオプションには次のものが含まれる：温室効果ガス排出量の世界的ピークの時間枠、衡平性、歴史的責任、資金に関する世界目標の設置、技術に関する世界目標の設置、適応に関する世界目標の設置、キャパシティ・ビルディングに関する世界目標の設置、貿易、対応措置、技術に関する知的財産権問題、低炭素で気候変動に強い社会、人権、母なる大地の権利、生存権、国際気候裁判所、戦争。

COP決定書：決定書(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)のセクション1において、COPは下記の合意をする：

- 2050年までの世界の排出量大幅削減に関する世界目標決定作業を継続し、COP18での検討に委ねる；
- 利用可能な最善の科学知識に則り、持続可能な開発への衡平なアクセスに基づき、温室効果ガス排出量の世界的ピーク時期の時間枠決定に向けた作業を継続し、COP18で検討する；
- 世界目標の検討は、抽象的な形では行えず、内容の問題を含めざるを得ない。

またCOPは、AWG-LCAに対し、決定書1/CP.16に記載される持続可能な開発への衡平なアクセスの問題に関し、次回会合でワークショップを開催して検討し、COPに報告するよう要請する。

緩和に関する行動の強化

先進国の緩和：この項目は、Karine Hertzberg（ノルウェー）およびJosé Alberto Garibaldi Fernandez（ドミニカ共和国）が共同進行役を務める非公式協議で検討された。議論された問題は次のとおり：野心度、隔年報告書、国際評価とレビュー（IAR）。多数の締約国が、パナマ会合でのノンペーパーに基づき草案の作成作業を開始する意思があると表明した。EUは、次の問題に焦点を当てる決定書を提案した：野心度のギャップを縮小するプロセスを認め、設置する；国際的で共通の規則に基づく算定システム；現在のプレッジの基となる想定条件を理解するプロセス。

野心に関し、スイスはEIGの立場で発言し、野心引き上げのプロセス、テクニカル・ワークショップ、COP18での更なる審議を提案した。米国は、カンクン合意は野心度のギャップを縮小するプロセスを設置していないとし、これは2013-2015年のレビューの枠で検討されるべきだと述べた。ニュージーランドは、オーストラリアとノルウェーの支持を受け、対象となるセクターや尺度、ガス、時間枠などプレッジに関する情報を捉える柔軟性のあるツールとしてテンプレートの利用を提案した。締約国は、プレッジ、想定条件、条件を明確にするかどうか議論し、数ヶ国は、これらの作業は有用であると述べた。閣僚たちは、プレッジの明確化、ならびにこれらを他の形式に変換すべきかどうかに関する指針を求めた。

算定方式に関し、オーストラリアは全ての締約国に共通の算定枠組み適用を支持した。EUは、共通の算定規則が野心度引き上げや透明性の確保のかぎになると述べた。米国は、カンクン合意はそのような規則作成を義務付けていないとし、IPCCの手法論に基づくことを提案した。

隔年報告書に関し、一部の先進国は、附属書I締約国の国別報告書作成に関するガイドライン更新の文章を括弧書きにするように提案し、非附属書I締約国の場合にも検討されるなら、受け入れが可能と述べた。ある途上国は、カンクン合意は附属書I締約国に対するガイドラインの更新を義務付けているが、非附属書I締約国については義務付けていないと強調し、前者の作業をCOP20ではなく、COP19での検討に向け完成させるよう提案した。一部の締約国は、他の議論の成果に予断を与えないよう、資金については一般的な言及にとどめることを提案した。

IARに関し、ボリビアは、遵守システムおよび一連のペナルティを求めた。マリはアフリカン・グループの立場で発言し、確固とした遵守メカニズムを提案した。ある先進国は、新興途上国も同様な体制の対象にすべきだとし、IARは排出削減目標に関するものであり、途上国への支援提供を報告するためのものではないと述べた。中国は、先進国の緩和努力と途上国の緩和努力の議論は分けておくべきだと述べた。また締約国は、特に次の項目に関するオプションを検討した：比較可能性；様式と手続の採択の時間枠；IARの頻度；遵守。締約国は、IAR、テクニカルレビュー、多国間評価の目的について更なる議論を行った。

COP決定書：野心に関する決定書(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)のセクションII.Aにおいて、COPは：

- 文書FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1に記載する先進国締約国の経済全体における排出削減の数量目標の明確化プロセスを2012年も継続し、個別目標に関する想定条件および条件の理解を深める。特に基準年、地球温暖化係数、対象となるガス、対象となるセクター、予想される排出削減量、LULUCFと森林の役割や市場ベース・メカニズムでの炭素クレジット、プレッジの野心に関係する想定条件および条件に焦点を当てると決定する；
- 目標に関する想定条件および条件を探求するワークショップ開催を決定し、事務局に対し、手法の違いおよび共通点を探求する技術報告書の作成を要請する。

- ダーバン・プラットフォームに関するAWGの設置を決定するCOP決定書(FCCC/CP/2011/L.10)は、野心度に関する更なる規定を盛り込む。この中には、緩和の野心強化に関する作業計画の立ち上げ、および野心度の更なる引き上げ方法に関する文書提出の要請を含める。

隔年報告書に関し、COPは、特に：

- 附属書I記載の先進国の隔年報告書作成に関するガイドラインを採択する；
- 先進国は、それぞれの国情に配慮した上で、上述のUNFCCC隔年報告書作成ガイドラインを使用して第1回隔年報告書を作成するものとして、これを2014年1月1日までに事務局に提出し、第2回隔年報告書およびその後の隔年報告書は、国別報告書全文の提出期限後2年（すなわち2016年、2020年など）で事務局に提出すると決定する；
- 附属書I締約国は、国別報告書全文を4年ごとに提出するものと決定し、本決定書採択後の次回の提出期限は、決定書9/CP.16に則り、2014年1月1日とすると指摘する；
- 先進国は、国別報告書の全文を提出した年度において、隔年報告書を国別報告書の附属書として、もしくは別の報告書として提出すべきと決定する；
- SBSTAの下で、上述の報告ガイドラインに則り、情報の電子報告作成に関する共通の表形式フォーマットを開発する作業計画を設定し、COP18での当該フォーマットの採択を図ると決定する；
- SBI40に対し、第1回隔年報告書および他の情報の作成で得られた経験に基づき、国別報告書に関するUNFCCC報告ガイドラインの改定作業を開始し、COP20での当該ガイドラインの採択を図るよう要請する；
- SBSTAに対し、既存の国際的な手法論を考慮に入れ、第1回隔年報告書の作成で得られた経験に基づき、資金情報を報告する手法を開発し、COP20にこの問題に関する決定書案を提示するよう要請する。

IARに関し、COPは：

- IARプロセスは、情報のテクニカルレビューおよび経済全体の排出削減数量目標の実施に関する多国間評価プロセスを通して行われると決定する；
- 附属書IIに記載するIARの様式および手順を採用し、COPが何らかの改定を決定するまではこれらを用いると決定する；
- IARの第1ラウンドは先進国各国が隔年報告書の第1回の提出を行った2カ月後に開始すべきことで合意する；
- IARの第1回ラウンドで得られた経験に基づき、本書記載の様式および手順を2016年より遅くならない時期に改定すると決定する；
- 国家温室効果ガス・インベントリの年次レビューは、引き続き毎年行うこととし、IARは、隔年報告書独自にまたは国別報告書に合わせて隔年で行うと決定する；
- さらに、隔年報告書のレビューに関するガイドラインの改定、ならびに国家インベントリのレビューを含める国別報告書のレビューに関するガイドラインの改定は、COP19までの完了を目安に完成させるべく、SBSTAの下で作業計画を設置すると決定する；
- 事務局に対し、各プロセスおよび手順が効果的かつ効率的に行えるよう、レビュープロセス間の調整強化を要請する；
- 各締約国にとり、多国間評価の結果とは、事務局が作成する詳細なレビュー報告を含む記録、SBIのサマリー報告書、締約国提出の質問とそれに対する回答、その他、ワーキンググループ会合後2カ月以内に提

出されたレビューに関する締約国の意見で構成されると合意する；

- また、IARの様式および手順を改定する場合は、条約の下での緩和目標の遵守体制に関する将来の全ての合意を考慮に入れるべきことで合意する。

決定書には、先進国のUNFCCC隔年報告書作成ガイドラインに関する附属書I、およびIARの様式および手順に関する附属書IIを含める。

途上国の緩和： 途上国の緩和に関する非公式協議の主な議題は次のとおり： 野心度；隔年更新報告書；国際協議と分析（ICA）；レジストリ。多数の締約国が、パナマ会合からのノンペーパーを今後の議論の土台とすることへの支持を表明した。ボリビアは、先進国に課せられる要求と途上国に課せられる要求が似通いすぎているとの懸念を表明した。EUは、これらの問題での進展がダーバン・パッケージの重要な部分になると繰り返し発言し、決定書の文章では、先進国の緩和問題で明らかにされたものと同じ分野に焦点を当てるよう提案した。スイスはEIGの立場で発言し、次の点に焦点を当てた： 野心と野心のギャップに関する情報の必要性；共通の算定規則。

野心に関し、多数の途上国締約国が、途上国のプレッジの多様性を尊重する必要がある、途上国の野心度引き上げは援助の増加と密接に関係すると強調した。途上国の野心問題は、ハイレベル協議でも長時間議論された。

隔年更新報告書に関し、米国は、カンクン合意は2年毎の頻度としており、その情報は国別報告書と一致すべきと規定していると述べた。インドは、隔年更新報告書は次のとおりにすべきだと述べた： 先進国の隔年報告書より負担が少ない；最新の国別報告書の更新；附属書I締約国による資金供与を条件とする。

ニュージーランドは、オーストラリアとカナダの支持を受け、途上国の適切な緩和行動（NAMAs）の基となる想定条件を理解するためのテンプレートを含めるよう提案した。パキスタンは、共通の報告フォーマットは適用されないと述べ、段階的なモデルを希望した。

ICAに関し、米国は、カンクン合意に基づくなら、テクニカルな分析のあとに協議を行うべきだと強調し、協議は透明性確保のため補助機関において干渉的でも懲罰的でもない形で行うことを提案した。インドは、ICAはIARより負担が少ないものにすべきと強調した。インドネシアとブラジルは、ICAは負担の大きいものにすべきではないと述べた。

レジストリに関し、オーストラリアは、簡単でアクセス可能なウェブプラットフォームを支持したが、それがプレッジ明確化の必要性を置き換えるものではないと強調した。南アフリカは、レジストリは途上国の野心引き上げを助ける可能性があるとして述べた。途上国締約国にレジストリへの情報提供を求める問題に関し、一部の締約国は、全ての締約国が情報を提供すべきだと提案したが、他の締約国は、他の法人や組織からも情報を得るべきだと付言した。ある途上国は、レジストリ、常設委員会、GCF間を将来リンクする可能性を示唆し、情報では関連する資金メカニズムも考慮に入れるとの言及を支持した。一部の締約国は、事務局がレジストリを管理することへの支持を表明したが、ある締約国は、詳細を決定するのは時期尚早だと強調した。

COP決定書：野心に関する決定書（FCCC/AWGLCA/2011/L.4）のセクションII. Bにおいて、COPは特に下記を規定する：

- 決定書1/CP.16の paragraph 50に基づくNAMAsに関する情報の提供をまだ行っていない途上国に対して提出を求め、SIDSおよびLDCsに対する柔軟性拡大適用の必要性に留意する；
- 2012年のワークショップを組織的な形で継続し、FCCC/AWGLCA/2011/INF.1により通知され、記載された

緩和行動の多様性に関する理解を進め、これらの行動実施に必要な援助および想定条件を強調し、途上国締約国それぞれの能力および国情の違いに留意すると決定する；

- 途上国に対し、利用可能な場合には、NAMAsに関する追加情報を提供するように求める。これにはその基となる想定条件や手法論、対象となるセクターやガス、使用した地球温暖化係数値、NAMAs実施に必要な支援、予想される緩和成果を含める；
- 事務局に対し、SB36に合わせ、会合期間中ワークショップを計画し、書面によるワークショップサマリー報告書を作成するように要請する；
- SBSTAに対し、国内の支援を受けるNAMAsの国内MRVについて一般ガイドライン作成を要請する。

隔年更新報告書に関し、COPは：

- 非附属書I締約国による隔年更新報告書の作成に対し、本決定書附属書IIIに記載するガイドライン（以後ガイドラインと称す）を採択する；
- ガイドラインが緩和行動の多様性を尊重し、非附属書I締約国による情報報告に対し柔軟性を提供し、遂行した行動に対する理解を示すことを確認する；
- 非附属書I締約国は、それぞれの能力および報告作成への支援レベルに合致する形で、第1回隔年更新報告書を2014年12月までに提出し、LDCs及びSIDSは各々の裁量で隔年更新報告書を提出できると決定する；
- ガイドラインはレビューを受けるべきであり、COPの決定に則り、適切な場合には改定されると決定する；
- 事務局に対し、要請があれば、非附属書I締約国の隔年更新報告書作成に対する支援の推進を要請する；
- GEFに対し、非附属書I締約国が第1回隔年更新報告書作成に関する支援を、2012年の可能な限り早い時期に、合意された全費用を支援する前提で受けられるようにするよう要請する。

レジストリに関し、COPは：

- レジストリは、事務局内の専門チームが管理するダイナミックで、ウェブベースのプラットフォームとして開発されるべきだと決定する；
- 途上国に対し、国際支援を求めるNAMAsがある場合は、個別に事務局に情報を提出するように求める；
- さらに途上国に対し、レジストリの別セクションに記録されるべきNAMAsに関する情報を事務局に提出し、認めてもらうよう求める；
- 締約国に対し、そしてGEFおよびGCF、さらには多国間、二国間、その他の公的資金提供者、そして民間組織および非政府組織で資金供与を行える立場にあるものを含めた資金メカニズムの運営を委託された法人（単数または複数）に対し、資金援助、技術支援、キャパシティ・ビルディング支援向けに利用可能な支援、そして／またはNAMAsの作成および／もしくは実施に提供できる支援に関する情報を、適切な場合は事務局に提出するように求める；
- レジストリは、支援を必要とするNAMAsに関する情報を提出した締約国、さらには利用可能な支援に関する情報を提出した締約国および法人に対し、情報を提供し、方向性を授けることで、国際支援を求める行動と、利用可能な支援とのマッチングを推進すると決定する；
- 事務局に対し、締約国が基本型を検討できるようSBI36までにレジストリの基本型を開発するよう要請する；
- 事務局に対し、適切な場合は、SBI36において締約国が表明した意見に基づき、基本型の設計を改良し、締約国が可能な限り早期にレジストリの基本型の利用を開始できるようにすることを要請する。

ICAに関し、COPは：

- ICAの第1回ラウンドは、途上国に関して行うこととし、途上国が第1回隔年更新報告書を提出し終えた後、6カ月以内に開始すると決定する；
- 先進国、その他附属書IIに記載される他の先進締約国に対し、ICAに必要な報告書作成を支援するため、合意された全費用を供与すべく、新しく追加的な資金源を提供するよう求める；
- 締約国に対し、附属書 IVのパラグラフ1に言及する技術専門家チームの構成、様式、手順に関する意見を、2012年3月5日までに事務局に提出するよう求める。

決定書附属書IIIには、条約附属書Iに記載されない締約国に対するUNFCCC隔年更新報告書作成ガイドラインを記載する。附属書IVには、ICAの手法およびガイドラインを記載する。

REDD+：この問題は、Tony La Viña（フィリピン）が進行役を務める非公式グループで議論された。議論の主な焦点は次のとおり： REDD+に対する資金供与の資金源、市場の役割と非市場の役割、オフセットの可能な用途。多数の締約国が、現行のREDD+イニシアティブを強調し、特に次の項目を含めるノンペーパーの作成で合意した： 森林参照レベルそして／または森林排出参照レベル、セーフガード、MRVおよび資金などを結ぶ要素；行動に対し実績ベースで資金を供与できる市場の表現方法；事務局に対して、資金に関するテクニカルペーパー提供の要請。締約国は、進行役が作成したノンペーパーに基づき、草案作成を行い、会期中頻繁に会合した。

議論が集中したのは、REDD+に対する資金源およびオフセットの用途という意見の対立する問題であった。REDD+の資金源に関し、多数の締約国が、資金源については柔軟性が必要であると強調し、どの資金源を用いるかは各締約国が決定すべきだと強調した。一部の締約国は、民間資金および公的資金への言及を支持し、他の締約国はREDD+のフェーズ1と2は公的な資金源と結び付け、フェーズ3では、民間の資金源も加えるよう提案した。一部の締約国は、適切な市場ベースの手法の開発を支持し、SBSTAがその様式や手段を開発できると述べた。他の一部の途上国締約国は、途上国に対する実績ベースでの資金供与は、条約の下での適切な市場ベース手法および非市場手法を考慮した、代替的な資金源も含めた、多様な資金源から得る可能性について検討した。「適切な」という表現はオフセットメカニズムそして／または炭素市場の除外を意味すると説明する脚注挿入に関する一部途上国の提案において、意見の不一致が表面化した。あるALBA加盟国は、森林の多様な機能と価値に焦点を当てる非市場ベースの手法開発を強く支持した。

今後数年間での作業および議論の進め方に関し、一部の締約国は、資金源、可能性のある資金規模、ならびに資金の効率的かつ効果的な利用を探索するテクニカルペーパーの作成を事務局に要請するよう提案したが、他の締約国は、その前に締約国からの文書提出要請を提案した。一部の締約国は、このペーパーはSBSTAに報告されるものとし、SBSTAで議論を続けるよう提案し、一部のものは、当初、AWG-LCAとSBSTAの合同作業になると反対した。ある締約国は、REDD+に関する作業をSBSTAではなくSBIに移管するよう提案したが、他のものは、議論を補助機関に移行するならREDD+での政治合意の余地が失われることになることになると述べた。他の締約国は、AWG-LCAが延長されるなら、そこであるいはそれに代わる組織の下で議論を続けるよう提案した。SBSTA39前に開催される予定の、実績ベースの行動への資金供与の様式および手順で考えられる要素に関するワークショップで議論されるべき問題についても意見の対立が表面化した。

REDD+に関して合意された文章は、AWG-LCAの作業成果に組み込まれたが、文書CRP. 39には括弧書きの文章が残され、さらに検討することとなった。保留された文章には、REDD+の資金供与に関する7つのオプション、

市場ベース手法や非市場ベース手法の利用に関する多様なアプローチ、REDD+活動の範囲内でのオフセットを検討する可能性などが含まれる。

COP 決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2011/L. 4) の II. C セクションにおいて、COP は：

- 資金源や資金のタイプに関わらず、決定書 1/CP. 16の paragraph 70に言及する活動は、決定書 1/CP. 16の付録1に記載するセーフガードを含め決定書1/CP. 16記載の関連条項に合致すべきことで合意する；
- 途上国締約国に提供される実績ベースの資金で新しく追加的で予測可能なものは、代替資金源を含め、公共と民間、二国間と多国間を問わない多様な資金源から得られることで合意する；
- COPは、現在および将来の実証活動で得られる経験に照らし合わせ、途上国での実績ベースの行動を支援する適切な市場ベースの手法を開発できると考える；
- 締約国およびオブザーバーに対し、実績ベースの行動への資金供与の様式および手順に関する意見を2012年3月5日までに提出するよう求める。

さらに、COPは事務局に対し、次の要請を行う：

- SBSTA 36に合わせたAWG-LCAでの検討のため提出文書を取りまとめる；
- 補足資源が利用可能な場合は、締約国およびオブザーバーの提出文書に基づき、テクニカルペーパーを作成する；
- 補足資源が利用可能な場合は、ワークショップを企画する；
- AWG-LCAに対し、COP18に進展状況を報告し、提案があればそれを提起することを目的に、提出文書、テクニカルペーパー、ワークショップの成果報告書を検討するよう要請する。

セクター別アプローチ：この問題は、この週の間、George Wamukoya (ケニア) が進行役を務めるコンタクトグループで議論された。締約国は、パナマ会合からの進行役覚書をベースに、文章の3つの主要分野に焦点を当てて議論した：一般枠組、農業、国際航空輸送および海上輸送である。

一般枠組みに記載される表現、および一般枠組みで必要となる可能性があるものについて、さらには農業およびバンカー燃料に関しどこまで詳細な表現にすべきかで、締約国の意見は分かれた。共通するが差異のある責任を、各部門を横断して適用することが「法律的政治的な問題」であり、これについて指針を示すべきであり、閣僚会議で議論されるべきかどうか議論された。

農業に関し、締約国は、食糧安全保障、貿易、経済開発と貧困撲滅の問題を検討した。一部の先進国は、農業に関するSBSTAの作業計画の関連性を強調した。バンカー燃料に関し、特に次の問題に関し異なる意見が表明された：措置の範囲、ICAOおよびIMOの作業の原則および指示指針、行動の野心度、市場ベースの制度。しかし、国際航空輸送および海上輸送からの温室効果ガス排出量規制において、ICAOおよびIMOがそれぞれ果たせる役割については大枠での合意がなされた。

COP決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2011/L. 4) のセクションII. Dにおいて、COPは特に：

- 協力的セクター別アプローチおよびセクター別行動に関する一般枠組みの議論を続け、COP18でこの問題に関する決定書採択をめざすことで合意する；
- SBSTA36に対し、農業に関する問題を検討するよう要請する；
- 国際航空輸送および海上輸送からの排出量の議論に係る問題の審議を続けることで合意する。

市場アプローチおよび非市場アプローチ：この問題は、Giza Gaspar Martins (アンゴラ) が進行役を務める非公式グループで議論された。締約国は特に、多様な手法を議論する作業計画の作成およびその設置の必

要性における条約の役割について議論した。先進国は、新しい市場メカニズムの設置を求めたが、一部の途上国は、非市場アプローチへの配慮不足に懸念を表明した。

COP決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2001/L.4) のセクションII.Eにおいて、COPは：市場利用の機会など、多様なアプローチは、実際に緩和成果をあげるような基準を満たすべきだと強調し；AWG-LCAに対し、そのようなアプローチの枠組を検討する作業計画を実行し、COP 18への決定書送付を目指すよう要請し；AWG-LCAに対し、それらのメカニズムの様式および手順を推敲する作業計画の実施を要請する。

対応措置の経済的社会的影響結果：この問題は、Crispin d' Auvergne (セントルシア) が進行役を務める非公式グループで議論された、ここでの議論は前回のパナマ会合から持ち越されたものであり、次の問題に焦点を当てた：このグループのマンデートには貿易問題の議論も含まれるかどうか；AWG-LCAおよび補助機関からのマンデートの解釈；対応措置のプラスの面およびマイナスの面の表現方法。

サウジアラビアは、対応措置に関する文章には交渉の全ての分野での進展を反映させる必要があると強調し、イラクの支持を受け、AWG-LCAでは、対応措置が緩和ほど注意を引いていないと懸念を表明した。

第2週、締約国は、締約国提出文書をベースにしたとりまとめ文書、議長の結合文書 (FCCC/AWGLCA/2011/CRP.37/Add.1) に記載される対応措置の表現、その他の関連文書について検討した。会議の終了時、貿易に関する文章の3つのオプションなど未決定事項を文書CRP.39に組み込んだ。

COP決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2011/L.4) のセクションII.Fは、特に、社会的経済的発展と貧困の撲滅が途上国にとって最も優先度が高く、他を圧倒する問題であると認識し；締約国に対し、労働力の適正な移行を促進する政策の実施を求め；先進締約国に対し、途上国締約国が持続可能な開発の概念において経済の多角化を図る場合、これを支援するよう求め；締約国に対し、対応措置の実施が社会に与えるプラスおよびマイナスの影響に十分配慮するよう求め；対応措置の実施の影響に関する作業計画実践フォーラムを設置し、条約の下での対応措置関連の議論における全ての進展を取りまとめた決定書を承認する。

適応に関する行動の強化

11月29日、AWG-LCA開会プレナリーにおいて、締約国は、次の項目について合意した：既設のKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) を進行役とする適応行動強化に関する非公式グループにおいて、実質的な審議を再開する；パナマ会合から送られた文章をベースに議論する。

G-77/中国は、適応委員会はCOPに直接報告すべきであり、他の制度アレンジとリンクさせるべきだと強調した。参加者は、次の問題も提起した：適応に関し他の分野で得られた進展は適応委員会での作業をさらに明確なものにした；地域センターとリンクさせ、条約以外の組織と協力する必要性；同委員会が初年度に行うべき活動について優先度をつける必要がある。一部の参加者は、達成可能で現実的な作業計画が必要だと強調し、提案されている適応委員会の初年度作業計画は、野心的すぎると述べた。ある参加者は、対応措置の悪影響に言及した序文のパラグラフを支持したが、他の多数は、それらの言及に反対し、結局この言及は盛り込まれなかった。

適応委員会に関する未決事項は特に次の項目に関する：同委員会の構成と他の条約の下での適応関連作業計画、組織、制度とのリンク。これらの問題は、ダーバン会議の終盤、閣僚主導の協議で議論された。COPは、決定書を採択し、同委員会のメンバーの候補者指名は2012年3月31日までに提出されるべきと決定した。

COP決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2011/L.4) の第III部は、カンクン適応枠組および適応委員会を設置した決定書1/CP.16を想起する。COPは、適応委員会の機能を発揮するため、次の手法を活用すべきと決定する：

- ワークショップと会議；
- 専門家グループ；
- 情報、知識、経験、優れた実施方法のとりまとめ、レビュー、総合、分析報告；
- 情報、知識、専門性を共有するチャンネル；
- 条約の内外での全ての関連組織、プログラム、制度、ネットワークとの協調とリンク。

また、適応委員会はCOPの権限の下で運営され、COPに対し責任を負うものとするCOPは決定し、同委員会に対し次を要請する：

- COPに対し、毎年報告する；
- 初年度においては、作業に関する3ヶ年計画を作成し、本決定書附属書V記載の活動の一部を開始する；
- 条約の下での全ての適応関連の作業計画、組織、制度と連携リンクを築く。これには特にLEG、NWP、損失および損害に関する作業計画、条約の資金メカニズム運営組織を含める；
- 条約の枠外の関連制度、組織、枠組、ネットワーク、センターと連携する。

委員会の構成に関し、決定書は、同委員会はCOPが選出する下記の16名の委員で構成されると決定する：

- 5つの国連地域グループからそれぞれ2名；
- 小島嶼途上国から1名；
- LDCから1名；
- 附属書I締約国から2名；
- 非附属書I締約国から2名。

附属書Vは、適応委員会の活動を示すリストを紹介する。特に：

- 条約の下での適応機関、プログラム、活動相互の合理化を図り、一貫性を高める方法について、関連する情報を検討し、COPに提案する；
- 適応問題に携わる地域センターおよびネットワークの能力を示した概要を作成し、それぞれの役割を強化する方法について、締約国に提案する；
- 特に適応活動の実施や適応の優良事例の実施に関係する情報および知識をまとめた概要報告書を定期的に作成する；
- 要請があれば、締約国が国別適応計画を策定し損失および損害に関する作業計画の達成のため努力する場合の技術支援および指針を検討する。

資金

Georg Børsting（ノルウェー）およびSuzanty Sitorus（インドネシア）が進行役を務める非公式会議で、締約国は、条約の資金メカニズムの常設委員会および長期資金に焦点を当てた。この問題に関する文書草案の検討が数回繰り返された。

常設委員会に関し、締約国は、条約の補助機関とすべきかどうか、COPに直接提案できるものにするべきか、それともSBIに報告すべきかを検討した。COPに提供すべき支援に関する常設委員会の機能についても議論された。提案された機能には次のものが含まれる： 機構への資金供与における一貫性と協調を強化する；資金メカニズム合理化のための提案を行う；途上国に提供する支援のMRV。

長期資金に関し、締約国は、文章スリム化の提案を示し、締約国数ヶ国は、たとえば、資金援助の流れを明らかにする負担分担メカニズムに関し提示された提案など、カンクン合意に立ち戻ることに警告を発した。

しかし、締約国は、1000億米ドルを動員するとの目標達成を助けるための供与金の資金源や形式については各国が決定するとのオプションで合意した。

GCFの資産計上に関し、一部の締約国は、長期資金として約束されたプレッジを明確にする必要があると強調した。他の者は、GCFに関する問題は別のところで検討されていると述べた。また締約国は、附属書に示された長期資金の資金源に関する活動の日程表を含め、長期資金の資金源に関するワークショップ開催の実施可能性についても意見交換を行った。さらに、資金供与の適切性、予測可能性、継続性および規模拡大に関するオプションを示した運用パラグラフについても議論した。

適応に対する長期資金の問題に関し、多数の途上国は、適応への投資に対する現行の障壁を克服するための直接アクセスおよび無償供与の形式の両方において、地に足のついた適応に焦点を当てる必要があると強調した。また参加者は、公的資金を主な資金源とするかどうかにも議論した。新規の革新的な資金源の議論、ある先進国グループは、資金源の範囲を評価するメカニズム設置を議論するのは時期尚早だと指摘した。

バンカー燃料に関し、これらの諸国は、世界の航空輸送および海上輸送でのカーボン・プライシングなど別の資金源も、巨額の資金を生む可能性があり、これらの部門での排出削減達成に必要とされる価格シグナルも出すことになると指摘し、IMOおよびICA0に対し、市場ベース手法を含めた制度の開発を求める文章を提案した。他の先進国は、資金源発生に関する全てのパラグラフの削除を希望した。

COP決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2011/L.4) のセクションIVには、常設委員会および長期資金に関する小項目が記載される。COPは、常設委員会が次の項目を行うべきと決定する：

- その作業の全ての面に関し、COPの通常会合ごとに、報告し、提案をし、COPの検討にゆだねる；
- 気候変動に対する資金供与の一貫性および協調性の強化、資金メカニズムの合理化、資金源の動員、途上国に提供される支援のMRVなど、条約の資金メカニズムに関する機能の実施においてCOPを助ける；
- COPから任せられる可能性のある他の全ての機能を実行する；
- COP 18に提出すべき作業計画を作成する。

決定書には、常設委員会の構成および作業方法を示す附属書VIが付される。

長期資金に関し、COPは特に次を行う：2012年以降も現行の支援提供を継続することが重要であると確認し；長期資金での進展を図るため、ワークショップ開催など、2012年に長期資金の作業計画を実行すると決定する；この作業計画の目的は、2013年以降も気候変動資金の動員規模拡大に向けた現行の努力に貢献すると決定する；早期開始資金に資金を供与した先進国の提供する情報に留意し、早期開始資金への供与約束遵守に関する報告の透明性強化努力を続けるよう求める。

技術開発および技術移転

この問題は、11月29日、AWG-LCAの開会プレナリーで初めて取り上げられ、会議期間中は、Jukka Uosukainen (フィンランド) が進行役を務める非公式グループおよび非公式協議で議論された。G-77/中国は、技術メカニズムのガバナンス構造を決定するよう求めた。ボリビアは、TECに関し、知的所有権の問題を議論する必要があると強調した。締約国は、次の問題に焦点を当てた：気候技術センター・ネットワーク (CTCN) のホスト国選定プロセスとホストの提案募集でギャップが生じる可能性、これには、資金アレンジや適格性基準も含める；評価基準と情報提供要求とのギャップの可能性。気候技術センター (CTC) ホスト提案の評価および選定の基準に関し、参加者は次の問題を議論した：選定期限および仲介組織の介在する可能性、資金、GEFの役割、ガバナンス。

未決事項はCRP. 39に記載され、後日、議論される。未決事項は特に次に関係する問題である：技術開発および技術移転に関する知的所有権、CTCNの「理事会」または「諮問委員会」の構成。

COP決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2011/L. 4) のセクションVにおいて、COPは特に：

- CTCNに対し、一旦運営可能となった際には、委託条件に則り、様式および手順を推敲するよう要請する；
- 技術メカニズムを2012年に全面的に運用可能とするため、COP17の結論書に則り CTCホスト国の選定プロセスを開始すると決定する。

さらにCOPは特に：

- CTCホスト国選定手順の概要を示し、COP18での承認を目指す；
- CTCに関する費用およびネットワーク (Network) のサービス活用は、資金メカニズム、民間部門、慈善団体など、多様な資金源から資金を得るべきと決定する；
- GEFに対し、ホスト国の選定を予断することなく、CTCNの運用開始及び運営活動を支援するよう要請する；
- TECおよびCTCに対し、合同の年次報告書作成の手順を確立するよう要請する。

本決定書には2つの附属書が付され、CTCNの委託条件に関する附属書VIIには次のセクションが含まれる：使命、機能、役割と責任、CTCNのガバナンス、CTCの組織構造、報告およびレビュー、合意条件。

本決定書の附属書VIIIは、CTCNのホスト国の評価および選定に用いる基準、ならびにホスト提案に含まれるべき情報に関するものである。この基準の下には次のセクションがある：技術能力、技術手法、既存のガバナンスの管理構造、CTCN管理計画、過去の実績、CTCNの予算案、予算シナリオ案の例。

キャパシティ・ビルディング

AWG-LCA開会プレナリーで、締約国は、Maas Goote (オランダ) が進行役を務める非公式グループでのキャパシティ・ビルディングに関する実質審議再開で合意した。参加者は、パナマ会合から回付された文書に基づいて議論し、特に、次の項目関連のパラグラフに焦点を当てた：キャパシティ・ビルディングの効果のモニタリングおよびレビューの強化；キャパシティ・ビルディングの制度アレンジの様式。

一部の国は、独立したキャパシティ・ビルディング制度の構築に警告し、キャパシティ・ビルディングは緩和と適応を統合しうるものとして検討するのが最善であると指摘した。30時間近くの交渉の末、最終非公式グループ会合でも保留された問題は、会合期間中の組織を「フォーラム (forum)」と称するか、それとも「詳細審議 (in-depth discussion)」と称するか、さらに、毎年会合すべきか、2年ごとに会合すべきかに関するものであった。しかし、G-77/中国は、制度アレンジが明確でなく、実績指標への言及がないことに懸念を表明した。進行役のGooteは、「詳細議論をするフォーラム (forum for in-depth discussion)」を少なくとも当初は年1回会合するとの提案を付し、文書をAWG-LCA議長に送ると述べた。

COP決定書：決定書 (FCCC/AWGLCA/2011/L. 4) の第VI部は、キャパシティ・ビルディングの効果のモニタリングおよびレビューの更なる強化に関する決定書1/CP. 16を想起し、次を再確認する：

- キャパシティ・ビルディングは、参加性が高く、国家主導で、各国の優先策および状況に合致する継続的、革新的、反復性の高いプロセスであるべきである；
- キャパシティ・ビルディング活動における、ジェンダー問題への配慮、ならびに若年者および障害者の役割およびニーズの認識の重要性。

決定書は特に：

- SBIに対し、キャパシティ・ビルディングに関する詳細議論を行う毎年の会合期間中ダーバン・フォー

ラムを計画し、キャパシティ・ビルディング活動の経験を共有し、その実施で得られたアイデア、最良の実施方法および学習事項の情報を交換するよう要請する；

- ダーバン・フォーラムには、特に最近のフォーラム会合以降に作成された報告書に記載するキャパシティ・ビルディングを全てインプットとして含めるべきだと決定する；
- 事務局に対し、報告書を取りまとめ、統合し、サマリー報告書を作成してSBIでの審議にかけるよう要請する；
- 事務局に対し、情報の取りまとめと統合を続けるよう要請する；
- 条約の下での関連組織、特にCGE、LEG、GEFなどに対し、キャパシティ・ビルディングに関する作業をそれぞれのマンデートの中で、統一性のある形で検討し、遂行し続けるよう奨励する；
- SBI36でのダーバン・フォーラム第1回会合では、キャパシティ・ビルディングの効果のモニタリングおよびレビューの更なる強化を図る方法を探ると決定する；
- 附属書II締約国および資金を供給できる立場にある他の締約国は、特に現在および将来の資金メカニズム運用組織を通して、資金を提供すべきと決定する；
- 資金が利用できる場合には、求められる行動を行うよう要請する。

レビュー

条約の究極の目的に照らし合わせた、長期世界目標の適切性レビューに関する範囲の定義付けならびに手法の開発、そして目標達成に向けた全般の進捗状況に関する議論は、Margaret Mukahanana-Sangarwe（ジンバブエ）が進行役を務めるコンタクトグループの会合で取り上げられた。締約国は、パナマでの前回のAWG-LCA会合からのノンペーパーをスリム化すべく、多数のオプションを検討した。締約国は、レビューの範囲および手法について議論した。Mukahanana-Sangarweは、レビューの範囲の更なる定義付けおよび手法の開発に関する文書草案改定版を配布し、重要なオプションを「カンクン」、「カンクン+」、および両方の要素を備えたオプションに分類した。レビューの範囲は政治決着のため閣僚会議に送られた数件の問題の一つとなった。

COP決定書：決定書(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)のセクションVIIは、レビューに関する決定書1/CP.16を想起し：長期世界目標はUNFCCCの究極の目的に照らし合わせ、その適切性を定期的に評価すべきと再確認し；第1回のレビューは2013年に開始し、2015年に終了すべきと確認し；締約国は、範囲に関する議論を続け、レビューでは特に公正性、共通するが差異のある責任(CBDR)、入手可能な最善の科学知識、気候変動の観測、締約国の提出文書に指針を得るべきと合意する。さらに決定書は、レビューはSBSTAおよびSBIの支援を受けて終了することとし、COP18までにインプットの専門家による検討でさらなる定義づけを図ると決定する。

その他の問題

経済移行中の附属書I締約国および他の諸国に関する問題：この項目は以前に設置されたAWG-LCAコンタクトグループで議論された。Kunihiko Shimada（日本）が進行役を務める非公式グループが結成され、経済移行中の附属書I締約国(EIT)およびCOPの認めた特殊事情にある附属書I締約国に関する問題を議論した。

COP決定書：決定書(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)のセクションVIIIにおいて、COPは、キャパシティ・ビルディング、資金、技術開発、技術移転の支援をEITの附属書I締約国に提供すべく、提供できる立場にある附属書I締約国に対し、そのような支援の提供を求める；さらにCOPの認める特殊事情を抱える締約国に、緩和、適応、

技術開発と技術移転、キャパシティ・ビルディング、資金の支援を提供する手法について議論を続けることで合意する。

法的オプション

この問題は、María del Socorro Flores（メキシコ）が進行役を務める非公式グループで議論された。議論の焦点は次のとおり： AWG-LCA成果の法的形式および京都議定書の第二約束期間採択の可能性とのリンク、ならびに可能なAWG-LCA成果の主要な法的オプションの絞り込み。

グレナダはAOSISの立場で発言し、京都議定書の第二約束期間の採択、ならびに法的拘束力のある枠組みを支持すると述べた。同代表は、法的形式と野心度は相互に強めあうと述べた。ボリビアは、自主的なプレッジは「信用」しないとし、特に議定書の締約国ではない国を念頭において遵守システムを提案した。同代表は、トリニダード・トバゴと共に、「促進的で非懲罰的な枠組み」に反対し、これは実施を妨げると述べた。サウジアラビアは、形式の議論は内容の議論の次だと述べ、いかなる提案の詳細な議論にも反対した。ガンビアはLDCsの立場で発言し、批准可能な第二約束期間の採択を条件に、バリ行動計画を包含する法的拘束力のある合意を希望した。

EUは、多国間の規則に則った法的拘束力のある条約（treaty）を支持した。同代表は、経験則からすると条約は遵守を確保する意味で、自主的な約束よりも優れているとし、条約であれば政府や市場も行動に確信を持ってると強調した。オーストラリアは、広範な締約国が特定の義務を負う、新しい法的拘束力のある制度を支持したが、パラオは、新しい議定書を求めた。日本は、全ての主要経済国が参加する新しい、一つの法的拘束力のある制度を支持した。米国は、全ての主要経済国の約束を盛り込む法的拘束力のある合意を支持した。同代表は、今回の会合はポスト2020年体制のプロセスのマンデートを議論するのにふさわしい場ではないとし、共通するが差異のある責任というのは、「その適用が進化していく」概念であると述べた。気候行動ネットワークは、2015年までに法的拘束力のある制度を作るとのマンデートの採択を要請し、「世界は気候変動に関して10年を無駄に過ごす余裕はない」と強調した。

進行役のFloresは、締約国の議論に基づくオプションを記載するノンペーパーを作成し、その後、インプットを得てさらに改定した。12月6日、締約国は進行役が提出したAWG-LCA成果オプションを記載するノンペーパー改定版に関し議論した。ノンペーパーは閣僚会議にかけるべき次の4つのオプションを記載していた： (1) 条約17条（議定書）に則り議定書を作成し、最終案とする； (2) AWG-LCAに対し、法的拘束力のある制度／成果、もしくは第2のオプションとして一連の決定書を作成することで、決定書1/CP. 13および1/CP. 16に基づき合意された成果を完成させるよう要請する； (3) AWG-LCAに対し、決定書1/CP. 13および1/CP. 16、COP 17および18での作業、条約17条の下での提案に基づき、合意成果を完成すべく、法的オプションの議論を続けるよう要請する； (4) 本問題に関し何の決定も行わない。

米国は、決定書1/CP. 16のみに基づき、決定書1/CP. 13には基づかず、一連の決定書を作成するとの追加オプションを提案した。

条約17条の下で議定書を作成すると決定する第1のオプションにはその内容の要素も記載された。EUは、CBDRの原則を「現代的かつダイナミックな形」で扱うことは、不可欠な要素であるとし、これを含めるよう提案した。インドは、中国の支持を受け、このオプションはUNFCCCに基づく、UNFCCCの下でのものであるべきだとし、条約の改定や再解釈を含めるべきでないと述べ、中国は、原則の「ダイナミック」な解釈には改定が必要になる可能性があるとして述べた。

12月7日、AWG-LCAコンタクトグループにおいて、議長のReifsnnyderは、法的オプションの問題は閣僚プロセスで議論されると述べた。インダバ（Indaba）閣僚協議では、オプションの改定が行われた。COP/CMP議長のNkoana-Mashabaneは、12月11日（日）の朝のCOP/CMP合同の非公式プレナリーに、決定書草案 FCCC/AWGLCA/2011/L.10を提出した。参加者は、「法的成果（legal outcome）」のオプションに関し多様な意見を表明した。議長のNkoana-Mashabaneは、締約国に対し、妥協に至る「スクラム（huddle）」を組むよう求め、30分後、締約国は再度会合し、「法的効力を伴う合意成果（agreed outcome with legal force）」との表現に置き換えた。

COP決定書：強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会設立に関する決定書（FCCC/AWGLCA/2011/L.10）において、COPは、次のものを作成するプロセスを開始すると決定する：条約の下で設立された補助機関であり、強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会と称する組織を通し、全ての締約国に適用されるUNFCCCの下での議定書、別の法的制度もしくは法的効力を有する合意成果を作成する。

AWG-KP第16回再開会合

11月29日、京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関する特別作業部会第16回再開会合の開会にあたり、AWG-KP議長のAdrian Macey（ニュージーランド）は、AWG-KPの作業を完成させる決定的な成果を上げる必要があると論じた。同議長は課題に関し、特に約束期間に関する本質的な問題に関する意見の違いを橋渡しし、大きな政治決定を行う必要があると指摘した。議長のMaceyは、AWG-KPが附属書 I 締約国の更なる約束に関しては一つのコンタクトグループで作業を続け、数値とLULUCFに関してはスピノフグループで作業することを提案した。

開会ステートメントで、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、先進国はAWG-KPの下で野心的な排出削減数量約束を打ち出す必要があると強調し、現在のプレッジは不十分であるとして嘆いた。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、コペンハーゲンおよびカンクンでのプレッジおよび行動を将来の努力の基礎とすべきだと述べた。

スイスはEIGの立場で発言し、LULUCFの算定規則、柔軟性メカニズム、2013年以降の約束期間の長さ、プレッジの排出制限削減数量目標（QELROs）への転換、ガスのバスケットで合意するよう求めた。

EUは、全ての締約国が参加する新しい法的拘束力のある枠組み作成で合意するなら、2020年で終了すべき第二約束期間に関しては、「オープンである」と述べた。

アフリカン・グループ、G-77/中国、AOSIS、LDCsは、第二約束期間を主張した。アフリカン・グループは、合意がなければ炭素市場は崩壊すると発言し、アフリカの大地を議定書の「墓場」にしてはならないと述べた。

AOSISは、ダーバン会合の信頼できる成果は次のもので構成されなければならないと述べた：5年を超えない第二約束期間；批准可能な議定書と附属書Bの改定；QELROsの形での拘束力のある約束；LULUCF算定規則での抜け道の排除；附属書 I 締約国の緩和野心の引き上げ。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、京都議定書から離脱しようとするものは多くの行動をとりたくないからそうするのだと述べ、AOSISもこれを支持した。同代表は、余剰割当量単位（AAUs）の繰越やLULUCFでの算定規則などでの抜け道を排除するよう求めた。

スペインは、AWG-LCAの成果の法的形式を議論するため、メキシコおよび南アフリカと合同で開催した非公式会議について報告した。同代表は、バリ行動計画、UNFCCC、京都議定書およびカンクン合意に基づき、附属書I締約国の数値に関しバランスのとれたダーバン会合パッケージを作成する上で、法的形式での進展は重要であると述べた。

ビジネス界および産業界のNGOは、民間部門のクリーン開発への投資継続を推進するため、気候変動体制についてダーバン会合から明確かつ前向きなシグナルを出すよう求めた。環境NGOsは、LULUCF規則での抜け道を排除するよう求めた。先住民の代表は、京都議定書の規定強化、適応および緩和資金のための代替市場メカニズムの開発を支持した。

附属書Iの更なる約束

京都議定書の下での更なる約束の問題は、今回の会期を通して議論され、CMP 7最終日にダーバン成果の一部として発行された文書の基本部分を構成した。この文書は、12月11日（日）の最終プレナリーで議論され、第二約束期間の長さに関する箇所を括弧書きにした上で採択された。

改定/数値：この問題は火曜日のコンタクトグループで初めて議論され、AWG-KP議長のMaceyは、各国に対し、折り合い点を探り、妥協を図るよう求めた。スピンオフグループでは、Leon Charles（グレナダ）とJürgen Lefevere（EU）が進行役を務め、次の問題に焦点を当てた：プレッジのQELROsへの転換を検討する必要性；余剰AAUsの繰越；オプションB（結果的な改定）を議論するかどうか。

当初の議論で焦点があてられたのは、主にQELROsの問題と、これに関係する想定条件の文章であった。参加者は、QELROsについて最終結論を出す前に解決すべき5つの課題を確定した：算定規則、ベースラインまたは「開始点」、QELROsは一つの数値とすべきかそれとも一定の範囲にすべきか；比較可能性を確保する方法；第二約束期間の長さ。

さらに参加者は、議長の交渉文書（FCCC/KP/AWG/2011/CRP.2/Rev.1）に関しEUが提出した文書についても議論し、多数の国が野心レベル引き上げのオプションは十分強力なものになっていないとして懸念を表明した。ブラジルはQELROsに関し文書を提出し、AOSIS、ブラジル、アフリカン・グループは余剰AAUsの繰越に関する文書を提出した。

第2週、共同進行役のLefevere（EU）は、締約国がプレッジのQELROsへの転換方法のオプションを特定したと報告した：第1約束期間の中間点；現在の排出量レベル；締約国ごとの個別の選択；プレッジのQELROsへの転換は政治決定であるため定義づけしない。同共同進行役は、「技術面での作業の限界に達した」と指摘し、政治的なシグナルを要請した。

AWG-KPの最終プレナリーにおいて、締約国は約束期間の長さで合意できず、EUは、条約の交渉トラックとの一貫性を保つため、2020年までの期間とするよう要請し、議長は、約束期間の長さの箇所を括弧書きした文書をCMPの採択に送ると決定した。12月11日（日）、CMPは、括弧書きつきの決定書を承認した。この括弧書きはCOP18での解決が期待される。

CMP決定書：京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束の考察に関する決定書

（FCCC/KP/AWG/2011/L.3）およびAWG-KP 16の作業成果（FCCC/KP/AWG/2011/L.3/Add.1）は特に下記を含める：

- 京都議定書附属書Bの改定案（附属書 I）；
- 京都議定書の改定案（附属書 III）；
- 附属書 I締約国全体の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で少なくとも25-40%確実に削減す

ることを目指す；

- 附属書I締約国が通知した決定書の附属書Iに記載されている、附属書 I 締約国が実施する国全体の排出削減数量目標と、京都議定書の下での第二約束期間のQELROsに転換する意思に留意する；
- 決定書の附属書Iに記載される締約国に対し、京都議定書の下での第二約束期間のQELROsに関する情報を2012年5月1日までに提出するように呼びかける；
- AWG-KPに対し、AAUsの第二約束期間への繰越の影響を評価するよう要請する。

文書では京都議定書の下での第二約束期間を2013年1月1日から2017年12月31日までとするとの期間に関する括弧書きが含まれる。

柔軟性メカニズム：この問題は、12月11日（日）に採択された、排出量取引およびプロジェクトベース・メカニズムに関するCMP決定書に記載された。

CMP決定書：決定書（FCCC/AWG/2011/L.3/Add.3）は、メカニズムの利用は国内の行動に補足的であるべきと再確認し；排出量取引の効果的な運営を支援するため、次期約束期間のための約束期間リザーブの設計をCMP8でレビューし、適切な場合はこれを改定すると決定し；SBI36に対し、この問題の検討を要請する。

LULUCF：この問題は、Peter Iversen（デンマーク）とMarcelo Rocha（ブラジル）を共同議長とするスピンオフグループで議論された。焦点となったのは、文書をスリム化する主要分野の特定、および閣僚による政治決定のための技術オプションの絞り込みであった。

アフリカン・グループは、森林管理の算定に関するベースライン手法の改定案を提出し、この提案は文書に記載された。

さらに、締約国は、「攪乱（disturbances）」について議論し、一部のものは、自然の攪乱と人為的な攪乱の定義と区別の重要性に懸念を表明し、他のものは、この概念の運用開始の重要性を強調した。また他の締約国は、伐採木材製品の改定版を提出した。

ある締約国は、森林の定義に関する自国の提案を論じ、これは森林を、多機能を有する生命系であるとする包括的な見解を取り入れるものだとして指摘した。一つの締約国は、第二約束期間において森林の定義を変更するならば、実施や算定の面で困難が生じる可能性があるとして指摘した。結局、締約国は、決定書の序文において、森林を多数の統括的な機能を有する生命系とする表現を盛り込むことで合意した。

ある締約国は、京都議定書の第二約束期間に参加しないとの意思を表明した締約国の参加に疑問を呈し、LULUCFの規則がAWG-LCAの交渉トラックに「移行（transferred）」されると想定して作業している締約国に懸念を表明し、約束の性質が異なると指摘した。同代表は、LULUCF規則は採用されたQELROsにより異なると指摘し、多数の締約国がQELROsを採択する用意がないと述べている事実をどう取り扱うか問いかけた。

締約国は、保留された文章を議論するため、多様な場で会合し、12月11日、CMP閉会プレナリーは決定書を採択した。

CMP決定書：決定書（FCCC/KP/AWG/2011/L.3/Add.2）において、CMPは特に：

- 人為的な温室効果ガスの排出源からの排出量および吸収源での除去量は、本決定書の附属書に従い、決定書2/CMP.6の paragraph 1および2に記載される原則および定義に則り、算定されるものと決定する；
- IPCCに対し、人為的な温室効果ガスの排出量を推計する補足手法論をレビューし、必要な場合には更新するよう求める；
- 本書記載の附属書に関連するCMP決定書を、報告およびレビューに係る箇所を含め改定する必要がある

るかどうか検討することで合意する；

さらにCOPは、SBSTA に対し、次の作業計画を開始するよう要請する：

- LULUCFでのさらに包括的な算定を探索し、CMP9にその成果を報告する；
- CDMの下での不遵守のリスクに対する代替手法を検討・開発して、その方法を提案し、決定書草案をCMP9での採択に向け送る；
- 追加性の概念適用の方法と手順を開発・提案し、決定書草案をCMP9での採択に向け送る。

本決定書の附属書には、京都議定書の下でのLULUCFに関係する定義、様式、規則、ガイドラインを記載する。

対応措置の潜在的影響結果：この問題は、附属書I締約国が利用できるツール、政策、措置、手法論の、スピルオーバー効果を含めた、環境、経済、社会的などの潜在的影響結果の情報検討に関するCMP決定書で取り上げられ。

CMP決定書：決定書 (FCCC/KP/AWG/2011/L.3/Add.5)は、附属書I締約国に対し、非附属書I締約国の制度化能力および規制枠組みを強化する努力を支援するよう求める。また決定書は、特に関連情報を提供し、潜在的影響結果や観測された影響、他のUNFCCC機関で行われる作業から得られた関連情報を提供することにより、潜在的影響結果および観測される影響に対する理解を深める必要性を認める。

合同ハイレベルセグメント

COP/CMP議長のNkoana-Mashabaneは、12月7日（火）午後、COP/CMPの合同ハイレベルセグメントの開会を宣言した。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、ダーバンで進展の見られた課題を考察した。国連事務総長のBan Ki-moonは、経済上の問題が、拘束力のある包括的な合意という最終目標の妨げとなることであってはならないと述べ、現在のところ、この目標は達成できない可能性もあるが、締約国は野心的であり続け、カタールでのCOP18まで気運を保つべきだと付け加えた。

南アフリカ大統領のJacob Zumaは、第二約束期間を検討中の締約国は他の諸国も近い将来、法的拘束力のある体制を約束し、負担を分担する用意があるとの確証を必要としていると説明した。同大統領は、締約国が長期資金供与でも確証を必要としていると付け加えた。同大統領は、先進国の緩和プレッジの正式な認定および実施で合意し、議定書の締約国のプレッジと非締約国のプレッジとの比較可能性の規則でも合意するよう求めた。Zuma大統領は、適応と資金が重要問題であると述べた。

アルゼンチンのAlberto Pedro D'AlottoはG-77/中国に代わり発言し、京都議定書の継続は気候変動への対応努力の礎石となるものだとし、非附属書I締約国も比較可能な約束でこの努力に参加する必要があると付け加えた。

EU気候行動コミッショナーのConnie Hedegaardは、EUは京都議定書の下での第二約束期間に参加する用意があると述べた。同コミッショナーは、EUは他の諸国が新しい法的拘束力のある枠組みに合意するとの確証を必要としていると述べた。

ポーランドの環境大臣Marcin KorolecはEUの立場で発言し、世界的で、包括的、かつ法的拘束力のある枠組みに向けたロードマップを求めた。同大臣は、京都議定書の第二約束期間での締約国数が限定されていることを行動しないことの言い訳にはならないと警告した。同大臣は、EUはカンクンでプレッジされた行動の全面的な実施を期待すると述べた。

オーストラリアの気候変動エネルギー効率化担当大臣のGreg Combetは、アンブレラ・グループの立場で発言し、同グループ全体の早期開始資金への200億米ドルの供与に焦点を当て、同グループは包括的な気候枠組みのビルディングブロックを構築する取り決めを支持する用意があると述べた。

ガンビアの森林と環境大臣のJato Sillahは、LDCsの立場で発言し、気候変動の影響により極端な気候現象や国内の住民移住に悩まされる最貧国の窮状を強調し、一部の締約国が、2015年かそれ以降まで行動を遅らせることを提案できるのは驚くべきことだと述べた。

グレナダの外務大臣Karl Hoodは、AOSISの立場で発言し、脆弱な諸国の存続にとり多国間の規則に則ったシステムは不可欠であると強調した。同大臣は、京都議定書の第二約束期間に関し最終決定を行うことなくダーバンを去ろうとする提案に懸念を表明し、京都議定書の締約国でない諸国を対象とする並立した議定書を求めた。

ハイレベルセグメントは金曜日まで続けられ、各国首脳、政府代表およびオブザーバー組織代表がステートメントを発表した。全てのステートメントは下記ウェブキャストに掲載される：

http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/ovw_live.php?id_kongressmain=201

閉会プレナリー

12月9日（金）夜、COP、CMP、AWG-LCA、AWG-KPの一連の閉会プレナリーが開始され、12月11日（日）午前6時半、会議終了の木槌が打たれるまで続けられた。この間、閣僚および他の参加者は残された未決問題を解決すべく非公式協議を開催した。

COPおよびCMPのプレナリー

CMPプレナリーは、副議長のKranjcを議長として12月9日（金）午後に関会した。SBSTA議長のMuyungiは、口頭で報告した。CMPは、SBSTA 34および35の報告書(FCCC/SBSTA/2011/2, FCCC/SBSTA/2011/L. 17)を採択した。SBI議長のOwen-Jonesは口頭でSBIの報告をし、CMPは、SBI34および35の報告書(FCCC/SBI/2011/7 Add. 1, FCCC/SBI/2011/L. 24)を採択した。

COPプレナリーは、その直後に開会された。SBSTA議長のRichard Muyungi（タンザニア）およびSBI議長のRobert Owen-Jones（オーストラリア）がそれぞれの会合の作業に関し口頭で報告した。COPは、両補助機関が2011年に開催した会合の報告書、SBI34および35の報告書(FCCC/SBI/2011/7 Add. 1, FCCC/SBI/2011/L. 24)そしてSBSTA 34および35の報告書(FCCC/SBSTA/2011/2, FCCC/SBSTA/2011/L. 17)に留意した。

COPおよびCMP一連の決定書も採択し、さらなる協議および交渉を待ち、会合を中断した。この日の夜および土曜日の早朝を通して非公式の交渉が行われた。

AWG-KPプレナリー

12月10日（土）夜、AWG-KP議長のMaceyは、京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束を考察する決定書草案(FCCC/KP/AWG/2011/L. 3, Add. 1-5)を提出した。EUは、AWG-LCAの成果と調和させるため、第二約束期間の長さは2013-2017年ではなく、2013-2020年にすべきだと述べ、ブラジルは、この提案に関心を示した。グレナダ、コロンビア、ガンビアは、野心度の低さからすると、第二約束期間を8年ではなく5年のまみにしておくことが重要だと述べた。EU、ロシア、ニュージーランドは、LULUCFに関する技術文書も提案した。日本は、第二約束期間に参加しない諸国を特定する脚注を提案した。ボリビアは、2020年までに附属書I締約国全体の排出量を「25-40%」削減するとの言及は、範囲の幅が広すぎると指摘し、一つの数値に特定すべきだ

と述べた。同代表は、パラグラフ3-5に関し、QELROsへの言及がなされるなら、QELROsは拘束力のある義務であることから、決定書の表現は自主的なものではなく義務になると述べた。

AWG-KPは、協議のため会合を中断した後、再開し、議長は、第二約束期間の年度に関する記述を括弧書きにした上で、文書を自身の責任でCMPに送ると提案した。パプアニューギニア、ガンビア、コロンビア、ブラジルは、文書をCMPの審議に送るとの議長提案を支持した。参加者は、変更案の提案を続け、ベネズエラ、サウジアラビア、ボリビアは、QELROsの想定に言及するパラグラフ3-5も括弧書きにするよう要請し、ケニアとニカラグアは、パラグラフを強力な表現にすることを提案した。ベネズエラは、京都議定書を保持するため、強力な文書表現を求めた。エジプトは、野心度が不十分であるとして失望感を表明し、唯一の既存の法的拘束力のある体制強化の目的がこの文書では達成されていないと述べた。ニカラグアは、この文書は約束期間の間のギャップ発生を回避できるようなプロセスや時間枠を設定していないと述べた。さらに同代表は、「気候変動の問題に対する世界的な対応」に言及する際、CBDRの原則が適切に反映されていないことを想起した。

議長のMaceyは、文書を議長文書としてCMPに送ると決定し、その後AWG-KP報告書(FCCC/KP/AWG/2011/L.2)が採択された。議長のMaceyは、「これは我々が合意できた最初の決定書だ」として、謝意を述べた。議長のMaceyは午後9時25分、会議閉会の木槌を打った。

AWG-LCAプレナリー

土曜日夜、AWG-LCA議長のReifsnnyderは、COP 17に提出すべき、条約の下でのAWG-LCAの作業成果に関する決定書草案(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)を提起し、この文書は「クリーンな文書」だと指摘した。さらに同議長は、文書FCCC/AWGLCA/2011/CRP.39を提出した。この文書には、更なる検討を必要とする問題に関する文章が含まれる。同議長は、AWG-LCAの下で成果を挙げることはダーバン会議の課題の一つの要素に過ぎないとし、締約国が包括的な成果を挙げることを期待すると述べた。

サウジアラビアは、文書の一部の部分について懸念を表明した。この中には途上国の緩和を強調する度合い、対応措置に関する表現の弱さ、常設委員会の役割の不明確さなどが含まれる。インドネシアは、途上国の緩和、レジストリ、NAMAsに関する以前の規定など、結合文書(FCCC/AWGLCA/2011/CRP.37/Add.1)の多数の要素がこの文書には取り込まれていないと述べた。コンゴ民主共和国は、長期資金への配慮不足、CBDRを反映していないことなど、懸念事項に焦点を当てた。

インドは、緩和に関するセクションに農業が含まれていること、対応措置の経済的、社会的影響結果に関するセクションに貿易問題が省かれていることに懸念を提起した。パキスタンは、緩和に関しバランスが欠けていることを遺憾とし、適応委員会が補助機関の立場を与えられていないことも遺憾だと述べた。同代表は、エジプトと共に、文書での長期資金の扱い方に懸念を表明した。バングラデシュ、スイス、フィリピン、タンザニアは文書への支持を表明した。

ベネズエラは、京都議定書の第二約束期間なしに市場メカニズムを承認する文章は受け入れられないと述べた。ガンビアは、長期資金に関する自国の提案が反映されていないと述べた。中国は、この文書では両サイドの懸念を反映していないとし、先進国がカンクン合意にある1000億米ドル供与の約束をどう実現するのか、その方法を特定すべきだと述べた。ボリビア、コンゴ民主共和国、エクアドルは、この文書は特に先進国の緩和と途上国の緩和の検討などでアンバランスだと懸念を表明し、ボリビアと共に、この文書では特に次の項目が問題であると述べた：先進国、特に京都議定書の第二約束期間に参加しない諸国の約束をモ

ニタリングする遵守システムの欠如；途上国に対する過剰な緩和要求；CBDRが反映されていない；市場の創設や利用の志向。同代表は、この文書はこのままでは採択されるべきでないと述べた。

ニカラグアは、緑の気候基金創設への支持を表明する一方、早期開始資金の透明性や資金源が特定されていないことを批判し、基金の資金供給方法に関するエクアドルの提案を支持した。EUは、次の項目を記載する文書の採択を支持した：長期資金、プレッジの基礎となる想定条件の理解、常設委員会、しかし、野心のギャップや、算定規則、隔年報告書のガイドラインに関する表現が弱められたことに失望感を表明した。パプアニューギニアは、人類は気候変動に積極的に対応できるとのメッセージの発信を求め、提案された決定書をバランスのとれたパッケージの一つとして送るべきと述べた。マレーシアは、先進国の緩和目標の弱さに懸念を表明し、途上国が提起した多数の問題が将来の会合に延期されているとし、この中には衡平性や知的所有権、貿易措置の問題が含まれると述べた。同代表は、この文書を来年の作業に提出するよう提案した。

タイは、緩和や比較可能性、野心の欠如、緩和目標の遵守体制に関し、懸念の声をあげた。マラウイは、公共資金の役割を強調した。米国は、適応、資金、技術、レビュー、新しい市場メカニズムに関する多数の重要問題で動きがあったと指摘した。同代表は、決定書を採択できない場合について警告を發し、GCFや新しい法的合意、第二約束期間などの要素を含めたパッケージ全体が解体されると警告した。

パラグアイは、CBDRや公平性が弱められることに警告し、バリ・ロードマップを完成させる必要があると述べた。同代表は、無条件の第二約束期間を求めた。ケニアは、次の項目に関し多くの改善要求を指摘した：緩和、プレッジの転換レベル、野心、算定、遵守、報告作成。日本は、この文書は完璧なものではなく、より多くの野心が求められると認める一方、採択を奨めた。

議長のReifsnnyderは、AWG-LCA文書への失望が大きいこと、また採択への反対があることに留意した。同議長は、この文書を議長文書としてCOPに送ると述べた。

その後、同議長は、AWG-LCAに対し、第14回会合の第3部および第4部に関する報告書(FCCC/AWGLCA/2011/L.3)を改定されたとおり採択するよう求めた。

ベネズエラは、文書の承認に関する議事手続きを求めた。議長は、AWG-LCA文書(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)を採択したわけではなく、採択されたのは会議報告書だけだと想起した。ベネズエラは、同国がAWG-LCA文書の採択に同意しないのなら、第二約束期間もGCFもないことをほのめかす脅迫を受けたと報告した。同代表は、AWG-LCA文書は「われわれを救う」ようにみせかけて、将来に高い代価を払わせる商業主義的ビジョンだとし、世界の運命は1000億米ドル以上の価値があると述べた。

議長のReifsnnyderは会議閉会の木槌を打った。

COPおよびCMP合同の非公式プレナリー

12月11日（日）早朝、COP議長は、COP17/CMP7の合同非公式会合の開会を宣言し、政府が責任を負うべき世界の市民と市民社会の存在を指摘した。同議長は、締約国および各グループとの集中審議を想起し、参加者に対し、共に歴史を作るよう求めた。同議長は、どのような歴史を作るかは皆の選択であると述べた。同議長は、第二約束期間、長期的協力行動、UNFCCCの実施の進め方、GCFの運用開始で構成される決定書草案パッケージへのコメントを求めた。同議長は、各要素の正式な採択を要請した。同議長は、このパッケージは参加者が達成できる最善のものとは言えないことを認める一方、多国間システムの十全性とUNFCCCプロセスへの信頼を保持するには、この採択が重要であると指摘した。

EUは、EUが少なくとも5年間の第二約束期間を約束する用意があり、「忍耐力を示した」ことを強調し、2018年までに議定書もしくは条約の下での法的な制度を提案し、チリ、ノルウェー、コロンビアもこれを支持した。同代表は、「法的成果」のオプションを規定する表現はこのことを疑わしくする可能性があるとして付け加えた。

コロンビアは、「法的成果」や2020年での適用は受け入れられないとし、現状ではダーバン・パッケージを受け入れることはできないと述べた。インドは、「衡平性の原則に別れを告げ」て途上国に負担を移そうとすることに警告を發し、特定のオプションを表現する文章に合意したが「脅迫には怯えない」と指摘した。

グレナダは、各国が「野心の梯子を降りてきている」と指摘し、各国が責任を負うべき議定書もしくは法的制度の創設を求めた。

バングラデシュは、欠点はあるとしても、第二約束期間と法的拘束力のある措置を確保するダーバン・パッケージを求めた。中国は、共通するが差異のある責任の原則を実施することの必要性を強調し、自国は他の諸国が行っていない気候変動への対応努力をしていると強調した。ボリビアは、「発展の権利」は排出量とリンクしているとし、気候体制ではこの関係を考える必要があると強調した。フィリピンは、京都議定書を救う観点から法的な体制を設計すべきだと述べた。パキスタンは、いかに世界が大きく変革しようとも、衡平性と共通するが差異ある責任の原則は依然適用されるものだと述べた。エルサルバドルは、UNFCCCの下で築かれた「新しく不完全な民主主義」に焦点を当て、資金、緩和、衡平性のギャップに対応する法的拘束力のある合意に向けて進む必要があると強調した。

米国は、パッケージの各要素-AWG-LCA、京都議定書の下での第二約束期間、緑の気候基金、ダーバン・プラットフォーム-は自国が支持したいと考える歴史的な機会を提供するものだと述べた。

ブラジルは、法的拘束力のある合意を求め、「われわれはベルリンマンデート以来の最も重要な成果を承認しようとしている」と指摘したが、エジプトは、支援の予測可能性、持続可能性、追加性、透明性を明確にする必要があると指摘した。

COP議長は、締約国に対し、ダーバン・プラットフォームに関する文書(FCCC/AWGLCA/2011/L.10)のパラグラフ4にある「法的成果 (legal outcome)」という言葉の表現に関する意見対立を解決すべく「打合せ (huddle)」を行うよう求めた。締約国は、この表現を「法的効力のある合意成果 (agreed outcome with legal force)」に改定すべく会議を再開した。インドとEUは、合意された表現を支持できると述べた。

再開されたCMP閉会プレナリー

日曜日の午前4時、CMP閉会プレナリーが再開した。AWG-KP議長のAdrian Maceyは、AWG-KPの作業成果(FCCC/KP/AWG/2011/L.3/Add.6)に関し締約国は合意できなかったと伝え、これはCMPでの審議に回されたと述べた。同議長は、多数の変更が要求され、同議長はこれらの変更要請が政治的に微妙なバランスにどう影響するかを検討したと述べた。同議長は、第二約束期間の長さに関する2つのオプションは括弧書きのままであると、これはCMP8で決定できると述べた。

ボリビアは、条約もしくはその法的文書において設置される市場ベース・メカニズムで発生するいかなる単位であれ、附属書I締約国がその排出制限削減数量約束の遵守達成を助ける目的でこれを利用できると規定したパラグラフの削除を提案したと強調したが、パプアニューギニアはこれに反対した。同代表は、続いて、パラグラフを括弧書きにするよう求めた。

ニカラグアも、文書に数件の懸念があると強調し、自国の提案した変更がどれも文書に入れられていないと述べた。

EUは、この決定書はダーバン・パッケージの一部として採択されたものと思い込んでいたとし、このような議論に驚きを示した。その後、締約国は、AWG-KPの作業成果に関する決定書を採択した。ボリビアは、会議報告書に自国の反対意見を記録するよう要請した。

再開されたCOP閉会プレナリー

AWG-LCA議長のReifsnnyderは、AWG-LCAの作業成果報告書(FCCC/AWGLCA/2011/L.4)を提出した。同議長は、多数の締約国がこの文書への支持を表明したが、他のものはバランスにかけていると考えたと指摘した。同議長は、この文書はバリ行動計画およびカンクン合意の主要な柱での重要な進展を取り入れたと確信すると述べた。適応委員会および常設委員会の構成および様式に関する決定書について、同議長は、各グループが2012年3月21日までに提案を提出するよう提案した。締約国はこの決定書を採択した。

その後、COP議長のNkoana-Mashabaneは、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会設立」と題する決定書草案(FCCC/CP/2011/L.10)を提出し、これは「我々の包括的な成果を示す画期的な決定書」であると述べた。

ロシアは、協議プロセスを承認しないと指摘し、例のない打合せ(huddle)方式が意味のある参加を妨げていると指摘した。COPはこの決定書、ならびにGCFに関する決定書(FCCC/2011/CP/L.9)、その他の未決定事項を採択した。

コンゴ民主共和国は、アフリカ地域の54名の閣僚を代表して発言し、COP議長の全員参加の精神に感謝の意を表した。メキシコは、会議の主催を成功させた南アフリカ政府に祝意を表した。エクアドルはALBAの立場で発言し、カタルール会合では、正義と衡平性の問題を議論するとの確信を持って前進する必要があると強調した。グレナダはAOSISの立場で発言し、成果に満足していると表明した。

COP議長は、条約および京都議定書の下で画期的な合意に達したことを歓迎し、副議長のKranjcに対し、未決定事項の採択を続けるよう求めた。

短時間の休憩後、副議長のKranjcは、COPの採択すべき未決議題項目を提出した。その後、COPは会議報告書(FCCC/CP/2011/L.1)を採択した。南アフリカ政府への感謝の意を表する決議が採択され、午前6時、COP閉会の木槌が打たれた。

再開されたCMP閉会プレナリー

CMPの最終プレナリーは、日曜日朝、午前6時に開催された。副議長のRUNGE-METZGERは、一連の未決の決定書を提出した。報告官のKRANJCは、CMP報告書(FCCC/KP/CMP/2011/L.1)を提出し、CMPはこれを採択した。南アフリカへの謝意を表する決議が採択された後、午前6時22分、CMP閉会の木槌が打たれた。

ダーバンの成果

AWG-LCAの成果

強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会設立の決定書(FCCC/CP/2011/L.10)は、ダーバン・パッケージの一つであり、強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会と称する条約の下での補助機関での活動により、全ての締約国に適用される

条約の下での議定書、他の法的制度または法的な効力を伴う合意成果の作成プロセスを立ち上げるものであり、2012年前半に作業を開始する。この決定書は特に次を規定する：

- AWG-LCAを一年延長し、作業の継続を図る；
- 強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会 (AWG-DP) は、締約国提出の文書ならびにSBsでの作業に則り、2012年前半の作業計画を作成すると決定する；
- AWG-DPは、議定書、法的制度または法的効力を伴う合意成果の2020年からの発効、実施に向け採択を図るべく、可能な限り早期に、ただし2015年より遅くない時期までにその作業を終了するものと決定する；
- このプロセスは野心度を引き上げ、特にIPCC第5次評価報告書、2013 - 2015年のレビュー成果、補助機関での作業から情報を得るものとする決定する；
- 野心ギャップを縮小できる一連の行動オプションを特定し、探求し、緩和野心を引き上げる作業計画を立ち上げ、全ての締約国が最高の緩和努力を行うようにする；
- 2012年の最初の交渉会議において会期中ワークショップを開催し、野心を引き上げる方法および可能な追加行動を検討すると決定する。

AWG-KPの成果

AWG-KPの成果に関し、CMPは、下記に記載する一連の文書を採択した：

- 京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束の検討：議長提案の結論書草案 (FCCC/KP/AWG/2011/L. 3) ；
- AWG-KP16作業成果 (FCCC/KP/AWG/2011/ L. 3 Add. 1) ；
- LULUCF (FCCC/KP/AWG/2011/L. 3 Add. 2) ；
- 排出量取引ならびにプロジェクトベース・メカニズム (FCCC/KP/AWG/2011/L. 3 Add. 3) ；
- その他の問題 (FCCC/KP/AWG/2011/L. 3 Add. 4) ；
- 潜在的影響結果 (FCCC/KP/AWG/2011/L. 3 Add. 5)。

AWG-KPの成果には、京都議定書の第二約束期間への継続に関する主要合意を記載し、序文も含まれる：

- 気候変動問題に対する包括的な地球規模の対応を発展させることの重要性；
- 京都議定書の環境十全性確保の重要性を認識する；
- 附属書I記載の締約国全体の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で少なくとも25-40%、確実に削減することを目指し、この点で2015年までに終了すべきレビューの関連性に留意する。

さらに、CMPは：

- 京都議定書の第二約束期間は、2013年1月1日に開始されるものとし、2017年12月31日、または2020年12月31日のいずれか、AWG-KP 17で決定される期日で終了すると決定する；
- 特に次の分野におけるAWG-KPの作業での合意を歓迎する；LULUCFと森林、排出量取引とプロジェクトベース・メカニズム、温室効果ガス、セクターおよび排出源の分類、潜在的影響結果。
- 決定書の附属書1、2、3に記載するAWG-KP作成の京都議定書改定案に留意する；
- 決定書の附属書1に提示する附属書I締約国が実施すべき経済全体の排出削減目標、およびこれら諸国が目標を京都議定書第二約束期間のQELROsに転換するとの意図に留意する；
- 附属書I締約国に対し、2012年5月1日までに京都議定書第二約束期間のQELROsに関する情報を提出し、

AWG-KP 17での審議にかけるよう求める。

さらにCMPは、AWG-KP に対し、次の項目を要請する：

- CMP 8にQELROsに関する作業結果を提出し、この会合において京都議定書の附属書B改定の形でQELROsの採択を図り、同時にAWG-LCA成果文書(FCCC/AWG/LCA/2011/L.4)実施との一貫性を確保する；
- 第二約束期間へのAAUs繰越が、附属書I締約国全体で達成すべき排出削減量規模に与える影響を評価し、そのAWG-KP 17までの終了を目指す；
- AWG-KPに対し、決定書1/CMP.1に則り、CMP 8までの作業結果提出を目指すよう要請する。

附属書Iには、京都議定書附属書B改定案を記載する。附属書IIには、京都議定書の附属書Aの改定案を記載する。最後に、附属書IIIには、京都議定書改定案を盛り込む。

COP17およびCMP7の簡単な分析

UBUNTU：気候交渉の新時代に対応する手段と目的？

「君あるがゆえに我あり」アフリカのことわざ

南アフリカの主催者は、ダーバン会合の交渉担当者の歴史感と指導力を掻き立て、Ubuntuまたは独立精神を抱くようにとの課題を突き付けた。京都議定書の問題の多い過去を塗り替え、十分な緩和レベルと科学と政治のせめぎ合いのギャップを透明性のある衡平性の約束で埋めるという、21世紀の多国間気候変動体制の再構築が、時空間を超える明確な課題となった。これと平行して、深い溝と立場の違いを大きく揺り動かし、重要な新しい同盟が生まれたことから、京都議定書の延長とその後継となる合意作成のプロセスを開始し、適応と緩和の両方の実施に焦点を当てる新しい制度を構築するバランスの取れたパッケージでの合意を推進できた。

交渉を押し進めたのは、相互依存のリンクである。あるものは交渉を進めるべく作られ、あるものは気候変動政策の分野に不可欠なもの、さらにあるものは21世紀の世界的な課題には世界的な解決策が必要であるとの明確な理解に基づくリンクであった。この簡単な分析では、ダーバン気候変動会議の物語を形作り、気候変動交渉を新しい段階に押し上げた相互依存関係を検証する。

妥協点を探る

正直な意見の違いは、多くの場合、健全な進展の兆候である。(Honest differences are often a healthy sign of progress.) マハトマ・ガンジー

当初、多数の国が、カンクン合意の「運用化」しか達成できないだろうと考え、さほどの期待感をもたずに会議を開始した。他のものは、京都議定書の疑問点を解決し、新しい法的拘束力のある条約を志向し、緑の気候基金の運用を開始するバランスのとれた相互依存方式のパッケージを一年以内に打ち出したいと希望した。

ダーバン会議の第1週、参加者は、静かに、忌憚のない会話を交わし始め、特にバリ、カンクン、コペンハーゲン会議からの積み残しの問題の解決に向け、一連の関係ある相互に依存する要素におけるそれぞれの政治的な「譲れない線 (red lines)」を説明した。このプロセスは、主要な参加者が相手国の示した立場を理解し、伝えられた各国の国内状況や制約条件を尊重し始めるなど、最近の交渉での原動力や気運の回復に助けられた。ただし一部のALBA諸国は例外であった。

多数の問題に関する文書の一行ごとのレビューは、依然として極めて遅いプロセスであったが、締約国は、南アフリカの議長が「大きな絵 (bigger picture)」と称したものの「相互保証 (mutual reassurances)」を模索し始めた。さらに重要なことは、2012年末に迫った京都の第一約束期間終了と、カンクンでの共通の枠組みの中に異なる種類の努力を取り込み支援する必要性を反映できる新しい参加性の高い制度での2020年のプレッジの成文化という課題を、いかに調和させるか、その方法を模索し始めたことである。いかなる新しい制度も、共通の法的構成を持つ必要があり、その一方で、作成段階において異なる立場にある各国の多様な努力を反映し、これを支援し、それにより、条約の共通するが差異のある責任の原則を尊重しつつ正していく必要がある。ダーバン会合の初めの非公式協議は、京都議定書の下での第二約束期間の技術的な問題の明確化に役立ち、特に、数量化された排出抑制および削減目標 (QELROs)の定義とその附属書B改定の形での採択を、第8回京都議定書締約国会合まで延期するとの2段階方式は、予想される参加者を惹きつけておく上で極めて有用であったのは明らかである。

2012年の末と2020年の末との間の8年間の時間枠の管理方法に関する議論は、EU気候行動コミッショナーのConnie Hedegaard、およびそのEUの同僚たちで代表される「ロードマップ」提案の余地を与えた。コペンハーゲン会議以来、EUは、温室効果ガス排出量を30%削減し、野心度を引き上げる用意があると示してきたが、それは単独ではなく、他のUNFCCC締約国が、全ての排出国を含む条約の下での新しい、参加性の高い、法的拘束力のある合意の交渉開始に向け速やかに動くことが条件であった。この基本的な要求は、バリ会合に合法性の根拠を置き、ダーバンの交渉の枠づけも助けた。実際、EUはプロセスの早い時期に自分たちのブースを設置し、ダーバン会議の中心構想を描き、ロードマップの概念の下、京都議定書を救うべく、困難な問題解決の努力を提供して、先進国、途上国を問わず他の諸国に課題を突きつけたと論じることも可能であろう。

締約国は、第一約束期間と第二約束期間でのギャップ発生のリスクについて議論したが、「プレッジし転換する (pledge and translate)」方式で、自主的なQELROsを2012年5月1日までに提出する。これは京都方式とは異なり、当面、全体の野心度の合計から得られるものではない。各締約国の一国単独のプレッジは、全体的な世界緩和目標に言及することなく、そして言うまでもないが証拠に基づくこともなく、QELROsに転換される。この点は、世界の気温上昇を1.5から2.0℃の範囲内にとどめるために必要とされる野心的努力の観点から、環境NGOが懐疑論を出す要因となっている。

ダーバン・プラットフォームの各要素での進展は他の要素の議論を始める結果となった。たとえば、第2週の初め、参加者は、条約の資金メカニズムの運営組織として、2020年までに1000億米ドルの資金動員が期待される緑の気候基金(GCF)で対立した。GCFに関する早期進捗状況報告書は、ホスト国の南アフリカとその地域にとり達成可能な優先分野であり、利害関係の議論を高めるのに大きく役立つものとなった。閣僚たちが到着する中、微かに可能性が見えてきたが、その一方で、南アフリカ議長職の外交手腕に対する懸念が高まってきた。

COP議長のMaite Nkoana-Mashabaneは、アフリカの伝統にならい、Ubuntu (相互依存)精神の下、一連のインダバ (Indaba) 開催を呼び掛け、締約国が「より大きなコミュニティの共通の課題を解決するため、結集する (coming together to solve common challenges for the larger community)」ことで、知恵を見つけるよう希望した。締約国は、プレナリー会場での報告から、最終日、50名以上の閣僚が席につく交渉担当者技術セッションに至るまで、数回のインダバに集合した。閣僚会議がお定まりの経過をたどり、合意に向けて開かれた窓を十分利用できないように見える中、特定の締約国は、議長職に対し、未解決の問題を特

定し、その取りまとめを図る積極的な手法をとるよう圧力をかけ始めた。議長職はこれに応え、インダバ会合で、多数の有用な会議室ペーパーを配布したほか、第二約束期間に関する多様な手法を「大きな絵」の要素と共に、表形式にまとめた。

新しい政治力学

自由な人間しか交渉はできない。あなたの自由も私の自由も切り離して考えることはできない。(Only free men can negotiate. Your freedom and mine cannot be separated.) ネルソン マンデラ

重要なことは、極めて複雑な問題と、パッケージ全体での重要かつ建設的なリンクの中で、議長職には、達成可能な相互に依存する一連の問題を明確かつうまく整理するため、あらゆる才能と経験を引き出すという責任が課せられたことである。木曜日の夜になっても、懸念は高まるばかりで、金曜日の早朝には、主要な交渉グループを代表する26の締約国による比較的閉ざされたハイレベル・インダバが開催され、最終合意の条件の激論を始めた。共通点を探るため、これと平行して行われた閣僚レベルの簡単な会議や2国間会議も有用であった。

会議終了のカウントダウンが始まる中、EU、AOSIS、LDCsは、実際に方向感を打ち出し、交渉のペースをつかむという、極めて重要な役割を果たした。雰囲気明らかに変わったのは、EUコミッショナーのHedegaardがAOSISおよびLDCsと共に、第二約束期間と条約の下での新しい交渉の早期開始を結び付けるEU「ロードマップ」計画支持のステートメントを発表した後であった。非公開会議でのコミッショナーの戦いのニュースが流れる中、欧州の交渉担当者はステップも軽やかに動き出した。これは、Hedegaardのダーバンでの瀬戸際外交がコペンハーゲン会議の場合と大きく異なったためで、コペンハーゲンでは欧州は第二約束期間を先導し、そのチャンピオンになろうと試みたにも拘わらず、他から疎外され、取り残された形となったのである。

しかし、EUにとり、AOSISとLDCsの支持を得ただけでは十分でない。中国とインドに対し、そのカンクンでのプレッジを新しい法的なアレンジに変えることが単純に期待されているということをEUが確信させることが必須であると思われた。あるオブザーバーが指摘するとおり、条約の下でのいかなる将来の制度であれ、2020年の時間枠は、BASIC諸国のカンクンでのプレッジと時間枠が受け入れられるという、同諸国の一定の安心感のもとになっている。議長職とEUは、ブラジルなどの諸国が比較的建設的な役割を負うのを確保できた。一方、中国は、インドにBASIC諸国の重要問題提起の役割を負わせることで満足しているようであった。すなわち、共通するが差異ある責任の原則とともに、「衡平性」の問題を、現在の開発の権利での意見対立を明確にし、緩和約束の議論を助ける問題と位置づけることである。

世界は、発展という輝かしい賞がこれまでのところ極めて少数の国の手に集中的に握られるという一種の「大気のアパルトヘイト」から脱却すべきという、後進国や最も脆弱な諸国の倫理的な要求に主導され、生態系スペースへのアクセスに関する論争が、緩和責任の配分と速度により大きく映し出される中、衡平性問題が新しい制度の交渉の正面に出てきた。このような要求は、危機を生じやすい世界の金融システムへの対応という一般的な抗議活動にも見られる。損失と損害を認める興味ある決定書も、将来、衡平性の論争が特に重要になることを示している。

EUは、条約の下での新しい制度の「2020年からの」実施を認めるとBASIC諸国に譲歩したことで、AOSISという同盟グループや環境NGOsの批判を浴びた、その中にはダーバン・プラットフォームを厳しく批判するものもいた。このようなグループは、最終パッケージにおいて、2013-2015年のレビューの下での緩和野心引き上げという一定の代償を得たが、依然、少なすぎ、遅すぎという懸念が残った。

問題の複雑さと最も自然な同盟関係でさえ緊張感が漂う中、一つの締約国の相互依存性が別な締約国には受け入れがたいものとなる場合が多いことから、議長職は、それらを評価し、確証を与えるという責任を負うことになった。当初、一部のオブザーバーは、南アフリカの議長職はBASIC諸国とアフリカ連合という二つの競争するグループへの忠誠をどうこなすのか、疑問に感じていた。一方では、BASIC諸国は、初めて統一した交渉グループとしてプレナリーで発言するという重大な局面を迎えた。他方、議長職としては、アフリカ大陸での指導的な役割を發揮し、ダーバンでの勝利の可能性を求めざるを得ない立場にある。このアフリカ大陸のホスト国は、京都議定書を「アフリカの大地に埋める」ことはしないとの決意を持ち、緑の気候基金、適応委員会のアレンジ、新しい技術能力の議論を終了させ、地元の利を生かして、「緩和のギャップ」をなくす新たな科学に基づく決定そして第二約束期間という対価を引き出そうとした。

合意を確保できるだけの政治的な素地は存在したが、プレナリーの最後の瞬間まで、最終的な合意はされなかった。日曜日早朝のプレナリー会合の最後の「打合せ (huddle)」は、「決定的瞬間」と言われたが、全てのインダバの中でも本物のインダバであったであろう このプレナリーで、EUは、新しいUNFCCCの制度を受入可能な法律用語で表現するオプションについて、インドと妥協した。ギリギリの瞬間、両者は、全ての締約国に適用可能な、条約の下での議定書、別な法的制度、または「法的効力を伴う合意成果 (agreed outcome with legal force)」を策定するプロセスの開始で合意した。この問題は、時間の経過とともに、欧州諸国につきまとう問題となる可能性がある、他の諸国が新しい議定書とまではいかない法律用語の「脱出口」を見出そうとするなら、欧州諸国が行なったインドへの譲歩の大きさを思い知らされることになるからだ。

バーチャルなインダバ

インターネットは世界村の広場だ。 (*The Internet is the town square for the global village*) ビル・ゲーツ

ダーバンでの気候変動の交渉は京都議定書の14回目の誕生日にあたり、気候政策の問題続きの歴史と世代間の変化および責任の再定義という歴史的な機会の両方を受け、会議場の空気は重苦しいものとなった。本来の条約そして議定書の交渉を行った日々の記憶を呼び起されたベテラン交渉担当者は、自分たちの聴衆が会議場をはるかに離れたバーチャルな地球社会におよび、意味のある速やかな行動を求めていることを知っていた。ある宗教指導者が言うとおりの、「われわれは地球の証人としてここにいる」のである。気候変動政策の大衆化と支持拡大は、京都会議のときから大きく変わった点であり、このような転換は、閣僚のステートメントが、インダバの部屋から世界村へと、即刻ツイートされることでも明らかである。真に参加性の高いオープンな審議プロセスを目指したインダバ方式への南アフリカ議長職のコミットメントもあり、ダーバン会合の透明性は、多くの思いがけない影響をもたらした。重要な影響の一つは、一部のALBA諸国の交渉担当者が、交渉から疎外されたとする苦情を、確信をもって繰り返す機会を取り上げたことである。これと対照的に、閣僚、交渉担当者、若者の参加者が、インダバ会議場の同じ席を争う風景も見られた。

公式の交渉会議場の外では、市民グループが独自のインダバを開催した。気候変動COPは、カーニバルのような場に進化し、気候変動会議の最近の傾向では、目もくらむほど多くのイベントが参加者の関心や共感を得ようと競い合っている。グリーンな技術や、行進、カラフルな抗議行動といったサイドイベントから、ツイッターやフェイスブック、何千ものブログによるインターネット上のリアルタイムのコメントまで、市民グループのインダバは、透明性のあるCOPのホスト国が管理しなければならないことである。バーチャルな多くの社会メディアは、野心のチャンピオンを即座に決め、世界の環境コミュニティーに対し野心を打ち出せ

ないでいるものを笑いものにできると、南アフリカは確かに理解していた。ある時点では、議長は、世界の市民社会の期待感を高揚させ、閣僚や交渉担当者に圧力をかけることだけを目的に、交渉の重要な最終段階での会議を開催した。

ダーバンの国際会議場（ICC）の廊下で、そして世界のメディアにおいて、市民社会が自分たちの存在を打ち立てる頂点となったのは、南アフリカの20世紀の（人種差別の）戦いと21世紀の気候正義を目指す戦いとが一緒になった瞬間であった。交渉担当者が突破口を見出すか、それとも暗礁にのりあげるかの瀬戸際の時に、かつてのANC活動家で現在はグリーンピースの長であるものが、参加者を指導して、気候正義を求めるアパルトヘイト反対のスローガンを唱えだしたのである。この活動家が、国連に対するアジをとばし、警備員にICCの外へ連れ出される中、多数の伝統的なそして新しいメディアの専門家はこのグリーンピース活動家のアイコン的イメージを作り上げた。これは、メディアの職業上の方針で気候政策がいかに変えられてきたかの好例である。今回の場合、南アフリカの根深い伝統的な行動主義を新しい技術能力と組み合わせ、気候政策を全てのメディアのシーンに登場させたのである。

気候交渉の新時代

21世紀の世界のチャレンジに世界的な解決策が必要であるのは確かだが、気候変動の場合、極めて局地的な影響のあることは忘れてはならない。そのような話は、会議場でも聞かれた。国連事務総長のBan Ki-moonは、キリバスで、夜中に海が上がってきて持っていかれるのではないかとの恐怖から十分眠れないでいる子供に出会った悲劇的な話を想起した。この話は、交渉担当者が直面しているジレンマの緊迫性を捉えている。気候変動の影響に直面している最も脆弱な諸国とその国民に対応しようとの呼びかけである。さらにこの話は、「未来を生きていく」ことからこの問題に熱意を抱く若い世代のいらだちも語っている。これは、ベルリンマンデートや京都議定書を生み出した時代である20世紀の大半で見られた依存性の高い世界政治とは対照的に、ネットワークで結ばれた相互依存性の未来の話でもある。

これらの声は、気温が1.5~2℃以上に上昇しないよう、目標の緊急性と野心の引き上げを、世代を超えて求めている。そしてこれらの声は、現在の野心のギャップを橋渡しする唯一の絆として、透明性と信頼性に基づく、高い参加性と衡平性の世界的な倫理概念を求めているのである。こういった声は、会議場の廊下でも聞かれ、代表団と議論し、交渉の全てのいきさつを、交渉担当者がリアルタイムで責任を負わされるインターネットという容赦のないバーチャルな公共財を通してあまねく広めている。こういった声は、ダーバン・プラットフォームを厳しく評価している。

しかし、交渉担当者は、自分たちが務める組織の期待感の高まりを背負い、より緩やかな基準で自分たちを判断している。交渉担当者の見地からすると、コペンハーゲンでずたずたとになり、カンクンでは多国間気候体制を救おうとして悪戦苦闘した後、ダーバンではようやくコーナーを曲がることができ、京都議定書を復活させただけでなく、そうすることで、より参加性の高い21世紀の気候体制の交渉と、これに見合った各国の緩和努力報告方法を実現する決定に飛躍できたのである。新しい体制の多様なしかしバランスのとれた構造は、米国のような国が、懐疑的な世論に対し、真に世界的な努力が見えてきたと説得する上で重要であろう。ある米国の交渉担当者が今回の交渉の結末についてコメントした言葉を借りると、販売業務が、全く不可能な状態から、非常に困難な状態に移ったのである。

今回、強く感じられたことは、カンクン-ダーバン・パッケージの要素が、バリ会議から長く果たせないでいた約束を果たす必要性を受け、新しい交渉に向けた十分な気運を回復したということであり、この新しい

交渉は、これまで先進国と途上国の世界を分けてきた一線を超越して進むことにより築いていく必要がある。この超越は、バリ会議で最初にその兆候が現れたが、コペンハーゲン会議後に初めて全貌が見えてきた。関心が増えることにより定められる、新しい流動的な連合が形つくられている。しかし、何よりも科学により成功を収めようとした者たちは、ダーバン・プラットフォームに一番熱意を持っていない。これは、1992年以來の気候交渉を悩まし続けた特有な漸進主義が、またしても、十分な緩和約束の点で妥協を強い続けると分かっているためである。今回、これまでとは違う何か達成できるかどうかの展望がわかるのはまだ先の話である。

数件の作業計画が完成し、UNFCCCの下での新しい組織も2012年に設立する予定であることから、気候変動のガバナンス体制において、実施と透明性に更なる焦点を当てることを正当化する動きが出てくる。各国は、4年のうちに世界的かつ野心的な気候条約を実現するための戦略を練らなければならない。市民は、中国の一人が新たな「生態上の文明開化 (ecological civilization)」と呼んでいたものに向かう不確かな道を切り開くため、それぞれの国の政治経済システムにおいて行動への支持を築くことに注意を振り向けることになる。

今後予定されている会合

・ UNCSO (国連持続可能な開発委員会) 第2回会期間会合:

UNCSOの第二回会期間会合が2011年12月に開催される。日程: 2011年12月15-16日 場所: ニューヨーク国連本部 連絡先: UNCSO 事務局 email: uncsd2012@un.org www: <http://www.uncsd2012.org/>

・ IRENA総会:

IRENA (国際再生可能エネルギー機関) 第二回総会は2012年1月に予定されている。日程: 2012年1月14-15日 場所: アブダビ (UAE) 連絡先: IRENA事務局 email: secretariat@irena.org www: <http://www.irena.org/>

・ 第5回世界未来エネルギーサミット:

第5回世界未来エネルギーサミット (WFES) は、エネルギー革新、政策実施、技術開発、資金面・投資面からのアプローチ、そして既存プロジェクトおよび将来的なプロジェクトに焦点をあてる。本会合では、技術に関する見識、専門知識および最先端の情報を共有するため、政府、産業界、学界および金融界における主だった国際的識者を招聘し、未来エネルギーについて議論する場を2012年中に設けることを試みる。日程: 2012年1月16-19日 場所: アブダビ (アラブ首長国連邦) 連絡先: Naji El Haddad 電話: +971-2-409-0499 email: naji.haddad@reedexpo.ae www: <http://www.worldfutureenergysummit.com/>

・ UNCSO (国連持続可能な開発委員会) 非公式コンサルテーション:

UNCSO準備委員会は、2012年1月、2月、3月および4月に、成果文書のゼロドラフトについて、一連の非公式なディスカッションおよび交渉を行う。日程: 2012年1月16-18日、2012年2月13-17日、2012年3月19-23日、2012年4月30日-5月4日 場所: ニューヨーク国連本部 連絡先: UNCSO 事務局 email: uncsd2012@un.org www: <http://www.uncsd2012.org/rio20/>

・ UNEP管理理事会/グローバル閣僚級環境フォーラム第12回特別会合:

UNEP (国連環境計画) 管理理事会は、第12回管理理事会/グローバル閣僚級環境フォーラム特別会合 (GCSS12/GMEF) を、2012年2月20日-22日に開催することを2011年2月に決定している。UNEPは本会合で、第五次地球環境概況 (GEO-5) の政策



決定者向け要約 (SPM) に着手する。 **日程:** 2012年2月20-22日 **場所:** ナイロビ(ケニア) **電話:** +254-20-762-3411 **fax:** +254-20-762-3929 **email:** sgc.sgb@unep.org **www:** <http://www.unep.org/gc/gcss-xii/>

・**グローバル・エナジー・バーゼル 第二回持続可能なインフラストラクチャーのための資金に関する会合:**
毎年開催されるグローバル・エナジー・バーゼル国際会議では、産業、政府、ビジネスにおける世界的リーダーが集い、以下の点について議論する:建築物と都市開発、移動性と都市物流の双方の観点からみた交通、持続可能なエネルギー供給(再生可能エネルギーを含む)、需要サイドマネジメントおよびエネルギー効率。 **日程:** 2012年2月21日-22日 **場所:** バーゼル(スイス) **連絡先:** Global Energy Basel **電話:** +41-61-205-1080 **email:** info@globalenergybasel.com **www:** <http://globalenergybasel.com/>

・**2012年気候問題に関するリーダーシップ会議:**

本会議では、ビジネス、政府、学術機関および非営利コミュニティにおけるリーダーたちが集い、各々の活動の競争力を強化しながら持続させつつ、気候変動に対処していく手法について意見や情報を交換する。 **日程:** 2012年2月29日-3月1日 **場所:** フォートローダーデール(米国フロリダ州) **email:** questions@ClimateLeadershipConference.org **www:** <http://climateleadershipconference.org/>

・**気候投資基金(CIF) 気候適応パイロットプログラム(PPCR) パイロット国会合:**

気候投資基金(CIF) 気候適応パイロットプログラム(PPCR) はPPCRの実施における進展と今後の作業について検証するための会合を行う。PPCRのパイロットプログラムおよびプロジェクトは国別適応行動計画(NAPA) その他関連する各国の研究と戦略に基づいており、各国主導のもと実行される。ここに含まれているのは、アフリカ、アジア、中南米、カリブおよび南太平洋の諸国である。 **日程:** 2012年3月13日-15日 **場所:** 未定 **連絡先:** 気候投資基金 管理ユニット **電話:** +1-202-458-1801 **email:** CIFAdminUnit@worldbank.org **www:** <http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/>

・**気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第3作業部会第5次評価報告書(AR5)に向けた第二回シナリオに関する専門家会合:**

WGIIIが作成するシナリオはAR5完成に欠くことのできない重要な要素である。本会合では関係するすべての章の執筆者が集い、各章にまたがるシナリオの調整と統合を図る。 **日程:** 2012年3月17日-18日 **場所:** ウェリントン(ニュージーランド) **連絡先:** IPCC事務局 **電話:** +41-22-730-8208 **fax:** +41-22-730-8025 **email:** IPCC-Sec@wmo.int **www:** <http://www.ipcc.ch/>

・**追い詰められた地球: 問題解決のための新たな知見**

本会議は持続可能性に関するグローバルな問題の解決に焦点をあてる。社会を持続可能な方向に導き、UNCSD(国連持続可能な開発会議)への科学面でのリーダーシップの提供について議論する。 **日程:** 2012年3月26日-29日 **場所:** ロンドン(英国) **連絡先:** Jenny Wang **電話:** +86-10-8520-8796 **email:** Jen.wang@elsevier.com **www:** <http://www.planetunderpressure2012.net>

・**UNCSD(国連持続可能な開発委員会) 第3回会期間会合:**

最後のUNCSD会期間会合が、2012年3月に開催される。 **日程:** 2012年3月26日-27日 **場所:** ニューヨーク国連本部 **連絡先:** UNCSD事務局 **email:** uncsd2012@un.org **www:** <http://www.uncsd2012.org/rio20/>

・**先住民族と気候変動緩和: 実践、教訓と可能性 :**

本ワークショップの目的は以下の通りである: 気候変動への対処(緩和策を含む)と先住民族・地域コミュニティに関する幅広い分野について考察し、査読つき科学学術誌の特別号に掲載する論文のアウトラインを作成する。 **日程:** 2012年3月26日-28日 **場所:** ケアンズ(オーストラリア) **連絡先:** 国連大学高等研究所伝統的知識イニシアチブ **電話:**



Earth Negotiations Bulletin
Durban Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop17/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500
Fax: +81-3-3663-2301

+61-8-8946-6792/7652 fax: +61-8-8946-7720 email: tki@ias.unu.edu www:

http://www.unutki.org/news.php?news_id=123&doc_id=6

・第6回地域に根差した気候変動適応策に関する国際会議:

本会議は、さまざまな発展途上国における地域に根差した適応計画およびその実施に関わる利害関係者、実践者を集め、本テーマについての知識を共有、議論、モデルケースの共有、およびその教訓を普及する目的で開催される。日程: 2012年4月16日-22日 場所: ハノイ (ベトナム) 連絡先: ベトナム防災センター (DMC) 電話: +84-4-3733 5805 fax: +84-4 37336647 email: dmc @ccfsc.gov.vn www: <http://aits.vn/aits/1/2/3/dmc/index.php>

・気候投資基金(CIF)信託基金委員会および小委員会会合:

気候投資基金 (CIF) 委員会は新プロジェクトの承認と、CIFの実施評価のための会合を行う。日程: 2012年4月30日-5月4日 場所: ワシントンDC (米国) 連絡先: 気候投資基金 管理ユニット 電話: +1-202-458-1801 email: CIFAdminUnit@worldbank.org www: <http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/>

・第3回都市と気候変動への適応策国際会議:

本会議では以下のテーマを扱う: 都市リスク、回復力のある都市計画、水・食糧の安全保障と生物多様性、回復力のある都市部再生可能エネルギー、回復力のある都市物流、回復力のある都市への資金供給 日程: 2012年5月12日-15日 場所: ボン (ドイツ) 連絡先: ICLEI 電話: +49-228-976-299-28 fax: +49-228-976-299-01 email: bonn2012@iclei.org www: <http://resilient-cities.iclei.org/>

・UNFCCC補助機関:

SBSTAおよびSBIの第36回会合が6月に行われる。日程: 2012年5月14日-25日 場所: ボン (ドイツ) 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999 email: secretariat@unfccc.int www: <http://unfccc.int>

・第2回気候変化適応国際会議2012年:

アリゾナ大学 (米国) および国連環境計画 (UNEP) の気候変動における脆弱性、影響および適応に関する研究プログラム (PROVIA) が共催する本会議は、気候の変動性および変化に対する適応に焦点をあてる。日程: 2012年5月29日-31日 場所: ツーソン (米国アリゾナ州) 連絡先: アリゾナ大学環境研究所 電話: +1-520-626-4345 email: adaptation2012@email.arizona.edu www: <http://www.adaptation.arizona.edu/adaptation2012>

・地球環境ファシリティ第42回評議会:

地球環境ファシリティ (GEF) 評議会は、GEFの主要運営組織であり、GEFプログラムの開発、採択、評価のための会合を行う。日程: 2012年6月11日-14日 場所: ワシントンDC (米国) 連絡先: GEF事務局 電話: +1-202-473-0508 fax: +1-202-522-3240/3245 email: secretariat@thegef.org www: <http://www.thegef.org/gef/node/4578>

・北米環境協力委員会 (CEC) 理事会第19回会合:

米国環境保護庁 (EPA) は、環境協力委員会 (CEC) 理事会の第19回定例会議を主催する。本会議では、健康的な共同体および生態系、気候変動と低炭素経済、そして北米経済のグリーン化の3つのテーマに基づいたプロジェクトおよび問題について検討する。日程: 2012年7月10日-11日 場所: ニューオーリンズ (米国ルイジアナ州) 連絡先: Nathalie Daoust, (理事会秘書) 電話: +1-514-350-4310 fax: +1-514-350-4314 email: ndaoust@cec.org www: <http://www.cec.org/council2012>

・UNCSD (国連持続可能な開発委員会) 第3回準備委員会:

UNCSD準備委員会の第3回会合は、本会議の直前にブラジルで行われる。日程: 2012年6月13日-15日 場所: リオデジャネイロ (ブラジル) 連絡先: UNCSD事務局 email: uncsd2012@un.org www: <http://www.uncsd2012.org/>



UNCSD（国連持続可能な開発会議）：

UNCSDは、1992年にリオデジャネイロ（ブラジル）で行われた国連環境開発会議（地球サミット）20周年を記念するかたちで開催される。**日程：**2012年6月20日-22日 **場所：**リオデジャネイロ（ブラジル） **連絡先：**UNCSD事務局 **email：**
 uncsd2012@un.org **www：**<http://www.uncsd2012.org/>

・第3回海洋酸性化についてのシンポジウム：

本シンポジウムは、海洋酸性化が海洋生物、生態系、そして生物地球科学的循環にあたる影響について議論する。 **日程：**2012年9月24日-27日 **場所：**モントレイ（米国カリフォルニア州） **連絡先：**Elizabeth Gross（シンポジウムマネージャー） **email：** egross@scor-int.org **www：**<http://www.highco2-iii.org/>

・国連気候変動枠組条約 第18回締約国会議：

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第18回締約国会議（COP18）および京都議定書第8回締約国会議（COP/MOP8）およびその他の関連会合の開催は、ドーハ（カタール）にて予定されている。**日程：**2012年11月26日-12月7日 **場所：**ドーハ（カタール） **連絡先：**UNFCCC事務局 **電話：**+49-228-815-1000 **fax：**+49-228-815-1999 **email：**secretariat@unfccc.int
www：<http://unfccc.int>

用語集

AAUs	割当量単位
ALBA	米州ポリバル代替統合構想
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力行動のための特別作業部会
CBDR	共通だが差異ある責任
CDM	クリーン開発メカニズム
CER	認証排出削減量
CGE	気候変動条約非附属書I国の国別報告書に関する専門家諮問グループ
CMP	京都議定書締約国会合
COP	気候変動枠組条約締約国会議
CTC	気候技術センター
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
EIG	環境十全性グループ
GCF	緑の気候基金
GEF	地球環境ファシリティ
IAR	国際的な評価とレビュー
ICA	国際的な協議と分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル



Earth Negotiations Bulletin
 Durban Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/cop17/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel : +81-3-3663-2500
 Fax : +81-3-3663-2301

LDCs	後発開発途上国
LEG	後発発展途上国専門家グループ
LULUCF	土地利用、土地利用変化及び林業
MRV	測定・報告・検証
NAMAs	途上国の適切な緩和行動
NAPA	国別適応行動計画
NWP	気候変動の影響とこれに対する脆弱性および適応に関するナイロビ作業プログラム
QELRO	数量化された排出抑制及び削減目標
REDD+	途上国における森林減少ならびに森林劣化による排出量の削減、および保全
SB	補助機関
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学上及び技術上の助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼開発途上国
TEC	技術執行委員会
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Aaron Leopold, Velma McColl, Eugenia Recio and Chris Spence. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, United States of America. The ENB Team at the Durban Climate Change Conference - November 2011 can be contacted by e-mail at <chris@iisd.org>. 代表団の友.